

第2編 地震・津波編

地震・津波編は、地震・津波対策に係る応急対策
計画及び災害復旧・復興計画である。

第1章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、地震情報・津波警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものである。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動に重要な時間帯であるため、救命・救助活動及びこの活動のために必要な人的・物的資源を優先的に配分する。さらに、避難対策、食料・飲料水等の必要な生活支援を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、情報提供、二次災害の防止等の活動に拡大する。

第1節 組織計画

1 沖縄県災害対策本部

県本部の組織等は、「沖縄県災害対策本部条例」、「沖縄県災害対策本部運営要綱」及び本計画の定めるところによるものとする。

(1) 県本部の組織編成は、巻末図-1のとおりとする。

ただし、必要に応じこれと異なった組織体制をとることができるものとする。

ア 本部

(ア) 本部に部及び班を設け、部に部長及び副部長、班に班長及び班員を置く。

部長及び班長は、巻末表-1に掲げる職にあるものをもって充て、班員は当該班長の所属する課(所)の職員をもって充てる。

(イ) 本部に本部会議を置く。本部会議は県本部長(知事)、副本部長(副知事、警察本部長)及び本部員をもって構成し、災害応急対策の基本的事項について協議決定する。

イ 地方本部

地方における防災の推進を図るため地方本部を置く。地方本部の名称、設置場所、構成機関及び所管区域等は、巻末表-2のとおりとする。

ウ 現地災害対策本部

激甚な災害が発生し、特に必要と認められる場合に、本部長が指名した要員によって当該災害地に必要に応じて組織し、情報の迅速な収集・伝達及び被災地の実情を踏まえた迅速かつ的確な対策を行う。

(2) 事務分掌

ア 本部

(ア) 部長は、県本部長の命を受け部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

(イ) 班長は、部長の命を受け班の事務を掌理する。

(ウ) 本部の各部及び各班の事務分掌は、巻末表-4のとおりである。

イ 地方本部

地方本部長は、県本部長の命を受け地方本部を統轄する。地方本部の事務分掌は、本部に準じて地方本部長が定める。

ウ 現地災害対策本部

現地災害対策本部の構成及び所掌事務は、巻末表-3のとおりである。

(3) 県本部の設置

県本部は、次に掲げる場合に設置するものとする。

ア 県の全域又は一部の地域に、気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づく津波警報が発表され、かつ重大な災害の発生するおそれがあるとき。

イ 地震又は津波により、県の全域又は一部の地域に重大な被害が発生したとき。

ウ 県の全域又は一部の地域に、災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を要する地震又は津波災害が発生したとき。

エ 気象庁が、沖縄県の全域又は一部の地域で震度5強以上が観測された旨発表した場合及び

沖縄県が属する津波予報区のいずれかに大津波警報を発表したとき。

(4) 本部設置場所

原則として、本庁舎危機管理センターに災害対策本部を、6階第2特別会議室（庁議室）に本部員会議室を設置する。

なお、大規模災害により本部長が必要であると認めるときは、本庁舎講堂に災害対策本部を設置する。

また、本庁舎が大規模地震等により使用できない場合は、以下の順位により他の県事務所の使用可能性を調査し、使用可能な場所に設置する。

ア 南部合同庁舎

イ 中部合同庁舎又は消防学校

ウ 北部合同庁舎

(5) 地方本部の設置

本部長は、地方における災害応急対策の迅速な実施を図るため必要と認めるときは、地方本部を設置するものとする。

(6) 本部設置に至らない場合の措置

ア 災害警戒本部の設置

災害が発生し、また災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害対策本部を設置するに至らないときは、必要に応じて災害警戒本部及び災害警戒地方本部を設置する。

災害警戒本部の設置基準は、以下のとおりとする。

(ア) 県の全域又は一部の地域に気象業務法に基づく津波警報（注意報を含む）が発表されたのに伴い、災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要があるとき。

(イ) 地震又は津波により、県の全域又は一部の地域に災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき。

(ウ) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで必要と認めたとき。

(エ) 気象庁が、沖縄県の全域又は一部の地域で震度5弱を観測された旨発表したとき。

イ 災害情報連絡室

気象庁が、沖縄県内で震度4が観測された旨を発表した場合、又は沖縄県が属する津波予報区のいずれかに津波注意報を発表したときは、直ちに消防防災対策課に災害情報連絡室をする。

ウ 災害警戒地方本部の設置

災害警戒本部の設置基準に準じて設置する。

(7) 本部長（知事）の参集途上における指示

本部長（知事）は、休日、夜間等の勤務時間外及び出張時に災害が発生したときは、参集途上にあっても、あらかじめ知事公舎又は公用車に配備された防災行政無線又は携帯電話等により、災害対策本部の設置、自衛隊の災害派遣要請並びに国及び他県への応援要請等災害応急対策上必要な意思決定を行い、更に必要な指示を行うものとする。

(8) 本部長（知事）の権限

本部長（知事）は、災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、防災関係機関の長その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

(9) 本部長が不在等の場合の責任体制

沖縄県災害対策本部条例第2条第2項の規定により本部長の職務を行う場合の順序は、沖縄県災害対策本部運営要綱（昭和49年沖縄県災害対策本部長訓令第1号）のほか、次のとおりとする。

1 副本部長（沖縄県副知事の担任事項を定める規程（令和3年沖縄県訓令第4号）第1条により知事公室に関する事項を担任する副知事）

2 副本部長（上記1以外の副知事）

3 副本部長（警察本部長）

4 本部員（知事公室長）

(10) 本部会議の開催

災害に対する応急対策について方針を決定しその実施を推進するため、本部長は副本部長及び本部員を招集し、本部会議を開催する。

(11) 合同連絡会議の開催

大地震等の大規模災害が発生した場合で、応急対策に關係する防災関係機関との十分な連携が必要な場合には、本部会議とは別に防災関係機関の長へ参加を求め、合同連絡会議を開催する。

(12) 県本部の配備

県本部は、災害の種類、規模及び過程によって、巻末表－6の配備体制をとるものとする。

また、職員の配備のながれを巻末図－2に示す。

(13) 夜間及び休日等における配備

ア 宿直員の配備

夜間及び休日等に発生する災害に対処するため、夜間及び休日等に宿直員（嘱託職員）を配備する。

宿直員は、気象業務法に基づく注意報又は警報の発表、その他異常現象の通知を受けたとき、又は知ったときは、市町村及び県出先事務所等に注意報、警報を伝達するとともに、別に定める「災害時緊急連絡系統図」に基づき職員に連絡するものとする。

イ 非常参集

各班の配備編成計画により参集が必要な職員は、夜間及び休日等の勤務時間外に災害が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知ったとき、以後の状況の推移に注意し、所属の各部班と連絡をとり、又は自らの判断で所属機関に参集するものとする。

また、全職員は、非常体制に対応する災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったときは、自ら所属機関に参集する。

交通の途絶等により所属機関への参集が不可能な場合には、参集可能な地方本部等に参集し、応急対策に当たるものとする。

ウ 発災初期の災害対策要員の確保

発災初期の情報の収集・伝達、災害対策本部の設置、防災関係機関との連絡調整等初動対応を迅速に行うため、あらかじめ県庁近隣居住職員の中から発災初期の災害対策要員（情報・初期対応要員）を指定しておくものとする。

【地震・津波の配備態勢総括表】

本部・地方本部別		災害対策本部	北部地方本部	中部地方本部	南部地方本部	宮古地方本部	八重山地方本部
災害種別							
津波	津波注意報	第1	第1	第1	第1	第1	第1
	津波注意報（情報収集・伝達強化）	第2	第2	第2	第2	第2	第2
	津波警報	第2	第2	第2	第2	第2	第2
	大津波警報	第3	第3	第3	第3	第3	第3
地震（発生地域別）	震度4	本島又は本島周辺離島で発生	第1	第1	第1	なし	なし
		宮古諸島・八重山諸島で発生	第1	なし	なし	第1	第1
		北大東島・南大東島で発生	第1	なし	なし	第1	なし
	震度5弱	本島又は本島周辺離島で発生	第2	第2	第2	第1	第1
		宮古諸島・八重山諸島で発生	第2	第1	第1	第2	第2
		北大東島・南大東島で発生	第2	第1	第1	第1	第1
	震度5強	本島又は本島周辺離島で発生	第3	第3	第3	第2	第2
		宮古諸島・八重山諸島で発生	第3	第2	第2	第3	第3
		北大東島・南大東島で発生	第3	第2	第2	第2	第2
	震度6弱以上	本島又は本島周辺離島で発生	第4	第4	第4	第3	第3
		宮古諸島・八重山諸島で発生	第4	第3	第3	第4	第4
		北大東島・南大東島で発生	第4	第3	第3	第4	第3

※地方本部にあっては、管内の状況又は応援要請の状況に応じ、配備体制をとるものとする。

(14) 県本部を設置したときの通知及び公表

県本部を設置したときは、以下の要領で通知、公表するものとする。

通知先又は公表先	担当部班	通知又は公表方法
国（消防庁）	総括情報部 総括情報班	沖縄県総合行政情報通信ネットワーク 又は電話、FAXで通知
本部構成員	〃 総括情報班 連絡調整班	庁内電話その他庁内LAN等迅速な方法で通知
地方本部	〃 総括情報班	〃
関係機関	〃 〃	〃
一般	知事公室部 広報班	報道機関を通じて公表

(15) 地方本部の設置の通知

地方本部長は、本部からの通知又はその他の方法で本部等の設置を知ったときは、直ちに地方本部を構成する各班長へ通知するとともに業務を開始し、その旨を県本部長に報告する。

ただし、災害の状況に応じその設置の必要を認めない場合は、その旨を県本部長に申し出て指示を受けるものとする。

(16) 県本部の廃止

県本部は、以下の場合に廃止するものとする。

- ア 予想された災害の危険が解消したと認められたとき。
 - イ 災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められるとき。
- なお、県本部を廃止したときは、(13)の要領により通知するものとする。

(17) 地方本部の廃止

ア 地方本部長は、本部からの通知又はその他の方法で本部の廃止を知ったときは、直ちに地方本部を廃止し、その旨を県本部長に報告するものとする。

イ 地方本部長は、地方本部を廃止したときは各班に通知するとともに、市町村本部に連絡するものとする。

2 市町村災害対策本部

市町村本部は、おおむね以下の基準により設置するものとする。

- (1) 当該市町村の区域内に大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。
- (2) 当該市町村の区域内に災害が発生し、その規模及び範囲からみて対策を要すると認められるとき。
- (3) 県本部が設置された場合において、市町村本部設置の必要を認めたとき。

3 国の非常（緊急）災害現地対策本部

県は、国の非常（緊急）災害現地対策本部が設置されたときは、非常（緊急）災害現地対策本部と連携して、災害応急対策を実施することとする。

4 防災関係機関の協力体制

本県において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、防災関係機関は県内における災害対策の総合的かつ計画的推進を図るため、相互に緊密な連絡協力を図り応急対策の実施に努めるものとする。

また、防災関係機関の長は、各分野の応急対策が効率的に行えるよう、専門職員を沖縄県災害対策本部へ派遣するよう配慮するものとする。

5 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。

なお、対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておくものとする。現地対策本部についても、必要に応じて同様の配慮を行う。

第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画

1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報（警報）

気象庁は、最大震度5弱以上又は最大長周期地震動階級が3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち、震度6弱以上が予想される場合、又は長周期地震動階級4が予想される場合を特別警報（地震動特別警報）に位置付けているが、ごく短時間に区別して伝えることが難しいことなどから、特別警報と通常の警報を区別せずに発表する。

(2) 緊急地震速報（予報）

気象庁は、マグニチュード3.5以上又は最大予測震度が3以上、長周期地震動階級が1以上である場合、緊急地震速報（予報）を発表する。

※緊急地震速報は、地震が発生してからその揺れを検知し、解析して発表する情報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

2 地震情報等の種類及び発表基準

気象庁は、次の地震情報を発表する。

(1) 震度速報

地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報する。

(2) 震源に関する情報

震度3以上の地震が観測されたとき、「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を附加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。（津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）

(3) 震源・震度に関する情報

震度1以上の地震が観測されたときや津波警報、津波注意報発表または若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報（警報）を発表した場合のいずれかを満たした場合に、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表する。

併せて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表する。

なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表する。

(4) 遠地地震に関する情報

マグニチュード7.0以上又は都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）、地震の発生時刻、発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表する。

このとき、日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。

(5) その他の情報

顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。

(6) 推計震度分布図

震度5弱以上の地震が観測されたとき、観測した各地の震度データをもとに250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。

(7) 長周期地震動に関する観測情報

震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測したとき、地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分程度で1回発表）する。

※地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び沖縄気象台・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

○地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

○地震活動図（毎月）及び週間地震概況（毎週金曜日、金曜日が休日の場合は、それ以降の最初の平日）

地震活動図は、防災に係る活動を支援するために、毎月その地方の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。週間地震概況は、週ごとの全国の震度などをとりまとめた資料

3 津波警報等の種類及び発表基準

気象庁は、地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下、この節において大津波警報、津波警報及び津波注意報を総称して「津波警報等」という。）及び津波情報を発表する。

(1) 津波警報等

気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に津波警報等を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けられている。

気象庁は、津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度よい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報を予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と、とるべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さの区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで案安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		

津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超える場合	3 m (1 m < 予想される津波の最大波の高さ \leq 3 m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで案安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2m \leq 予想される津波の最大波の高さ \leq 1 m)	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し、小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり、海岸に近付いたりしない。

(注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかつたとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

※津波警報等の留意事項等

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表）を発表（※1）
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※2）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。（※3）

第2編 地震・津波編 第1章 災害応急対策計画

(※1) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

(※2) 津波観測に関する情報の発表内容について

○沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

○最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2 m以上	数値で発表
	0.2 m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※3) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

○沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。

○最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値)の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(注) 沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

※津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

○津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

○津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

○津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

○津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

○場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

○津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

○津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発 表 内 容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

(4) 津波予報区

日本の沿岸は66の津波予報区に分かれている。そのうち、沖縄県が属する津波予報区は、以下のとおりである。

沖縄県が属する津波予報区

津波予報区	区 域
沖縄本島地方	沖縄県（宮古島市、石垣市、宮古郡、八重山郡、島尻郡の北大東村及び南大東村を除く。）
大東島地方	沖縄県（島尻郡の北大東村及び南大東村に限る。）
宮古島・八重山地方	沖縄県（宮古島市、石垣市、宮古郡及び八重山郡に限る。）

(5) 標識

予報警報標識規則（昭和51年気象庁告示第3号）に定める津波警報等の標識は、以下のとおりである。

旗を用いた大津波警報及び津波警報等の標識

標識の種類	標識	
大津波警報 津波警報 津波注意報	赤 白	白 赤

(注) 旗は方形とし、その大きさは適宜とする。

鐘音又はサイレン音による津波警報等の標識

標識の種類	鐘音	サイレン音
大津波警報	(連点) 	(約3秒)
津波警報	(2点) 	(約5秒)
津波注意報	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)
津波注意報及び 津波警報解除	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)

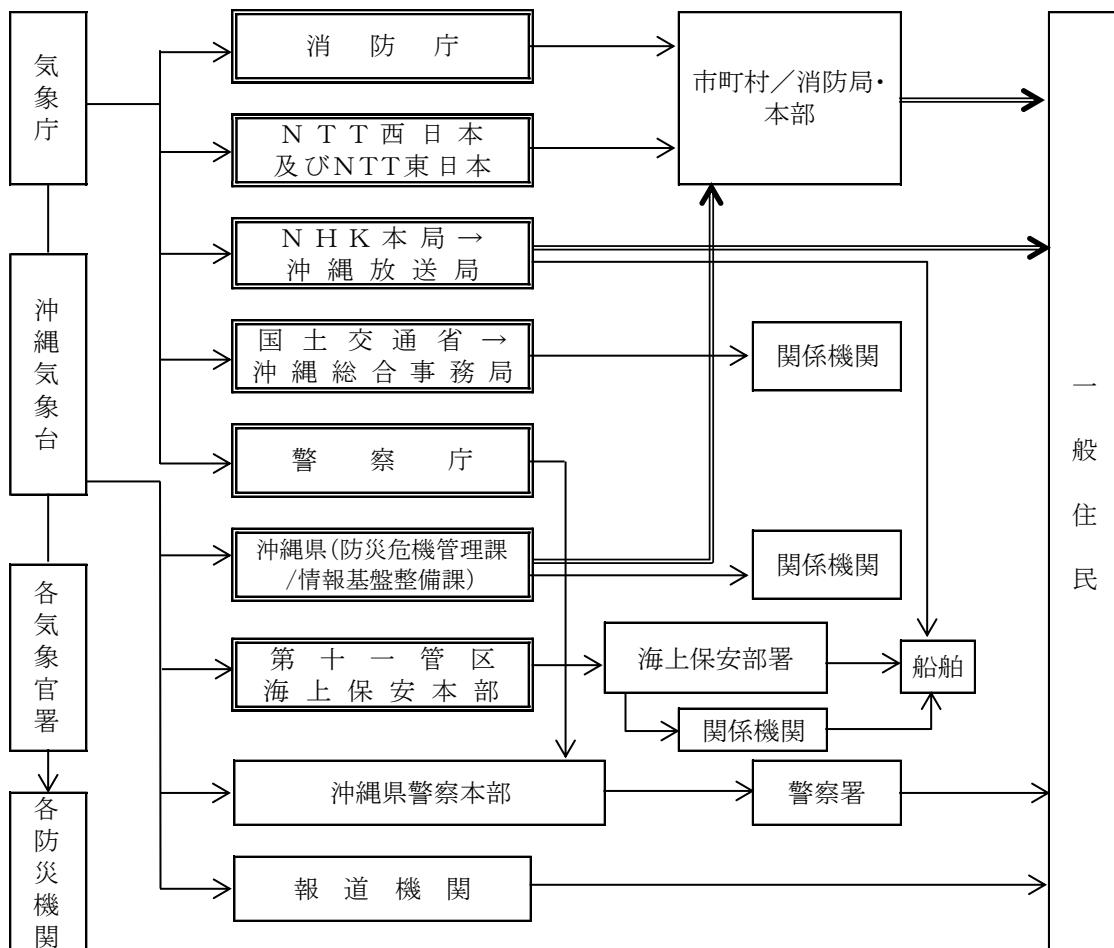
(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする。

4 津波警報等の伝達

地震情報及び津波警報等の伝達系統は、次の図のとおりである。

情報の発表を知り得た市町村、防災関係機関、団体等は、あらかじめ地域防災計画又は避難計画等に定められた方法により住民、観光客、従業員等に伝達する。また、気象業務法の特別警報に該当する緊急地震速報（震度6弱以上又は長周期地震動階級4に限る）及び大津波警報の場合については、エアメール、防災行政無線等を活用して直ちに県民等へ伝達する。

なお、津波警報等の解除はこの系統図の伝達体制に準ずる。



地震情報及び津波警報等の伝達系統図

(注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

(注2) 二重線の経路は、気象業務法第15条2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

5 近地地震津波に対する自衛処置（市町村）

市町村長は、気象庁の発表する津波警報等によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は異常な海象を知った場合は、警察、消防機関等に連絡するとともに、市町村防災行政無線や広報車を用いて、沿岸住民に対し海岸から退避するよう指示するものとする。

また、警察、消防機関等の協力を得て、海岸からの退避を広報するとともに、潮位の監視等の警戒体制をとるものとする。

第3節 災害通信計画

1 通信の協力体制

通信設備の所有者又は管理者は、災害時の通信が円滑かつ迅速に行われるよう相互に協力するものとする。

2 通信設備の利用法（知事公室、市町村）

災害時における警報の伝達、災害情報等の収集、応急措置の実施について緊急かつ特別の必要があるとき、又は電気通信事業用設備が利用できなくなった場合における通信設備の利用方法は、以下のとおりである。

(1) 電気通信事業用設備の利用

ア 非常扱いの通話

災害対策関係機関は、事前に最寄りのNTT西日本沖縄支店に連絡し、「非常通話用電話」を指定しておくものとする。非常通話は天災地変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合に、次に掲げる事項の市外通話に対しその取扱をするものとする。

また、非常通話を利用する場合は、あらかじめ指定された番号をダイヤルし、非常通話用電話の指定番号、通話の内容及び通話先を申告の上、申し込むものとする

① 非常扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に依頼する。

通話の内容	機関等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項	気象機関相互間
2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる 機関との間

② 緊急扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に依頼する。

通話の内容	機関等
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間（前項の表中8欄に掲げるものを除きます。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者との機関との間

通話の内容	機関等
2 治安の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
3 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
4 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
5 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の1欄からこの欄のまでに掲げるものを除く。）相互間

イ 非常扱いの電報

電話で非常電報を依頼する場合は、自己の電話番号及び申込責任者名を電報受付センタ(115)に申告の上、申し込むものとする。

なお、非常電報として取り扱われる通信の内容は、非常通話用電話による非常通話の例によるものとする。

(2) 専用通信設備の利用

電気通信事業用設備の利用ができなくなった場合、又は緊急通信の必要があるときは、以下に掲げる通信設備をあらかじめ協議して定めた手続きにより利用するものとする。

- ア 第十一管区海上保安本部通信設備
- イ 警察通信設備
- ウ 気象官署通信設備
- エ 沖縄電力通信設備
- オ 沖縄総合事務局開発建設部通信設備

(3) 非常の場合における無線通信設備の利用

災害等による非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信設備を利用することができない場合、又はこれを利用する事が著しく困難である場合は、非常通信を利用するものとする。

非常通報は、無線局を開設している者が自ら発注するもののほか、次に掲げる者の依頼に応じ発受することができる。

- ア 官庁（公共企業体を含む。）及び地方自治体
- イ 各防災会議
- ウ 日本赤十字社
- エ 全国消防長会
- オ 電力会社
- カ その他人命救助及び急迫の危険又は緊急措置に関する発信を希望するもの

なお、非常通信を利用するに際しては、沖縄非常通信協議会において設定した非常通信ルートを考慮する。

3 県における通信（知事公室、企画部）

(1) 施設の整備

県は、本部設置に伴う通信施設の整備を行うものとする。

(2) 通信の方法

県本部における気象警報等の伝達、災害情報等の収集、応急対策の指示、伝達等の通信は、

次によるものとする。

ア 国有、県有通信設備の利用

国や他都道府県との通信は、消防庁の消防防災無線又は国土交通省の中央防災無線を利用するものとする。

また、県内市町村及び防災関係機関との通信は、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク設備の利用による通信の確保を図るものとする。なお、必要に応じて、沖縄総合通信事務所の災害対策用移動通信機器の貸与を受けるものとする。

イ 専用通信設備の利用

(ア) 県有通信設備又は電気通信業務用電気通信設備が利用できなくなった場合、又は緊急通信の必要があるときは、2の(2)の専用通信設備の利用により通信の確保を図るものとする。

(イ) 県は、以下の専用通信設備についてはあらかじめ災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用について協議を行い、災害時における通信の円滑を図るものとする。

- ・警察通信設備
- ・沖縄電力通信設備

ウ 非常通信の利用

非常災害において、有線通信設備を利用することができない場合、又はこれを利用するこどが困難な場合は2の(3)の非常通信設備の利用により通信の確保を図るものとする。

エ 放送局の利用

(ア) 県は災害に関する通知、要請、伝達又は警告等を行う場合において特に必要があるとき、又は市町村からこれらに関する放送要請の依頼があり必要を認めたときは、(イ)の協議により定めた手続きにより放送を求めるものとする。

(イ) 県は、以下の放送機関とあらかじめ基本法に基づく通信設備の優先利用についての協議を行い、災害に関する放送の円滑化を図るものとする。

- ・日本放送協会沖縄放送局
- ・琉球放送株式会社
- ・沖縄テレビ放送株式会社
- ・株式会社ラジオ沖縄
- ・株式会社エフエム沖縄
- ・琉球朝日放送株式会社

オ ポータルサイト・サーバ事業者の利用

県は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等を行う場合において特に必要があるとき、又は市町村からこれらに関する放送要請の依頼があり必要を認めたときは、ポータルサイト・サーバ事業者にインターネットを活用した情報提供の協力を要請する。

(3) 災害対策本部長からの指揮（報告を含む）

災害対策本部長からの指揮（報告を含む）要領は、別に定める。

(4) 通信手段の需要動向の把握

県は、市町村及び防災関係機関の通信手段の需要動向を把握し、不足が生じていれば、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク（移動局）の持込み等の措置を講じるものとする。

また、本庁が被災した場合については、被災の状況に応じて以下のような対応をとるものとする。

被災の状況	対応方針
A：県庁機能全壊 ○電気通信事業回線、県ネットワーク等の全ての通信システムがダウン	統制局が被災して、使用不能になった場合においても、衛星移動車等は独立して利用できるため、災害対策本部で活用する。
B：県庁機能一部損壊 ○電気通信事業回線等交換機を経由するシステムがダウン ○県ネットワークは使用可能	県ネットワークのほか、専用通信設備（警察、沖縄電力等）や非常通信等によって、通信連絡手段を確保する。

被災の状況	対応方針
C：県庁機能支障なし ○全ての通信システムが使用可能	通常のNTT回線については、輻輳等によって通話困難になる可能性が高いので、県ネットワーク、専用通信設備（警察、沖縄電力等）及び非常通信の活用を図る。

4 市町村における措置（市町村）

(1) 有線放送設備の利用

有線放送設備のある市町村においては、住民への警報、避難の勧告及び指示等の伝達が迅速に行われるよう、その利用についてあらかじめ施設の管理者と協議しておくものとする。

(2) 通信設備優先利用の協定

市町村は基本法に基づく通信設備の優先利用について、その必要と認める機関とあらかじめ協議しておくものとする。

(3) 放送要請の依頼

市町村は災害に関する通知、要請、伝達又は警告等を行う場合においてテレビ又はラジオによる放送を必要とするときは、県に放送の要請を依頼するものとする。

ただし、人命に関する等、特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに県にその旨連絡するものとする。

第4節 災害状況等の収集・伝達計画

1 実施責任者

(1) 市町村の役割

ア 市町村の地域内に発生した被害の状況を迅速かつ的確に調査収集し、沖縄県防災情報システムその他の方法により県に報告するものとする。県に報告できない場合にあっては、国(総務省消防庁)に報告するものとする。

イ 被害が甚大なため被害の調査が困難なときは、関係機関に応援を求めて行うものとする。

(2) 消防機関の役割

消防機関は、火災等が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し消防機関への通報が殺到した場合は、直ちに国(総務省消防庁)及び県に報告するものとする。総務省消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告する。

(3) 県の役割

県は、その所管する施設物について被害状況を調査するとともに、2の(1)に掲げる県内の被害状況を収集し、国(総務省消防庁)に報告するものとする。

(4) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の役割

各機関は、その所管する施設等について被害状況の調査・収集・報告に努めるものとする。

(5) 上記(1)、(2)、(3)、(4)の機関は、必要に応じ相互に被害情報の交換を行うものとする。

また、ライフライン等の被害状況の早期把握のため、ライ夫ライン事業者への航空写真・画像等の情報提供に努める。

2 災害状況の収集(知事公室、警察本部、市町村)

(1) 災害情報の種類

県及び市町村は、被害規模を早期に把握するため、以下の情報等の収集を行う。

なお、情報の収集に当たっては、地理空間情報の活用や、他の機関と情報を共有し連携に努める。

- ・人的被害、住家被害及び火災に関する情報
- ・避難の勧告及び指示の状況並びに警戒区域の指定状況
- ・避難者数及び避難所の場所等に関する情報
- ・医療機関の被災状況及び稼働状況に関する情報
- ・道路の被害、応急対策の状況並びに道路交通状況に関する情報
- ・空港及びヘリポートの被害、応急対策の状況並びに航空機運行状況に関する情報
- ・電気、水道及び電話の被害並びに応急対策の状況に関する情報
- ・港湾及び漁港の被害、応急対策の状況並びに海上交通状況に関する情報
- ・大規模災害時における消防機関への119番通報の殺到状況

(2) 県による災害情報の収集

県は、市町村等からの報告の他、以下の方法で情報収集を行う。

ア 航空機等による情報

発災直後に県警察本部、自衛隊、第十一管区海上保安本部等の航空機により収集された情報を把握する。あわせて、天候状況を勘案しながら、必要に応じて、航空機、無人航空機、高所監視カメラ等による目視、撮影等による情報収集を行う

イ 職員の参集途上による情報

夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合にあっては、事前に自宅から職場までの参集ルートを設定しておき、その途上で情報を収集する。

ウ 地方本部による情報

地方本部職員を市町村に派遣し、市町村の被害状況及び初動対応の情報を収集する。

(3) 市町村による情報の収集

市町村は、職員による調査、職員の参集途上の情報、住民等からの通報、ライ夫ライン機関等空の情報入手、119番通報の殺到状況等から災害情報を把握する。

特に、情報の空白期間においては、119番通報の殺到状況や周囲の状況等から被害情報を推定し県に報告する。

(4) 市町村被災時の情報収集

県は、市町村が被災したために、被害情報の収集及び県への報告ができない状況と認められる場合は、被災市町村に県調査隊、県職員を派遣し情報を収集する。

3 地震発生直後の第1次情報の報告（知事公室、市町村）

(1) 市町村の役割

ア 報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国(消防庁)へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について判明したもののうちから逐次報告するものとする。

イ 被害の有無に関わらず、地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録した場合、又は津波により死者又は行方不明者が生じた場合は直ちに消防庁及び県に対し報告する。

ウ 行方不明者の数については捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無に関わらず、市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

エ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

(2) 県の役割

ア 報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国(消防庁)へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について判明したもののうちから逐次報告する。

イ 市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概略的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。

(3) 県警察の役割

県警察は被害に関する情報を把握し、これを警察庁及び九州管区警察局に連絡する。

4 災害報告（知事公室、市町村）

災害状況等の収集報告は、本計画並びに各対策部における災害報告要領によるものとする。

(1) 報告の種類

報告の種類は次のとおりとする。

ア 災害概況即報

イ 被害状況即報

ウ 災害確定報告

エ 災害年報

(2) 報告要領

ア 灾害概況即報

市町村は、災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合。）に災害即報様式第1号に基づく内容を県に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。

また、県に報告できない場合にあっては、総務省消防庁に報告するものとする。

県は、総務省消防庁の消防防災無線又は内閣府の中央防災無線で総務省消防庁に報告するものとする。

イ 被害状況即報

市町村は、被害状況が判明次第逐次報告するもので災害即報様式第2号に基づく内容を、市町村から地方本部等を経て県に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。

また、県に報告できない場合にあっては、総務省消防庁に報告するものとする。

県は、消防庁の消防防災無線又は内閣府の中央防災無線で総務省消防庁に報告するものとする。

なお、市町村が県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うもの

とする。

ウ 災害確定報告

市町村は、被害状況の最終報告として、同一の災害に対する応急対策が終了した後 20 日以内に災害報告様式第 1 号に基づく内容を地方本部等を経て、県に報告する。

なお、報告に当たっては、地元警察（署、駐在所、交番）と密接な連絡を保つものとする。

エ 災害年報

市町村は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの災害による被害の状況について、翌年 4 月 1 日現在で明らかになったものを災害報告様式第 2 号に基づき 4 月 15 日までに県へ報告する。

オ 県は前記ア、イ、ウ、エの報告をそれぞれ整理して、総務省消防庁又は総務省消防庁長官に報告する。

(3) 国への報告

ア 報告の要件

県は、災害が次に掲げるものである場合には、国に対して被害状況等を報告しなければならない。

(ア) 県において災害対策本部を設置した災害

(イ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる災害

(ウ) (ア)又は(イ)に定める災害になるおそれのある災害

イ 報告の要領

県は、前記(2)ア、イ、ウ、エの報告をそれぞれ整理して、総務省消防庁に報告しなければならない。

なお、報告については、消防組織法第 22 条に基づく災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 246 号）及び火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防防第 267 号）により行う総務省消防庁への報告と一体的に行う。

また、確定報告については、応急措置の完了後 20 日以内に、法第 53 条第 2 項に基づく内閣総理大臣あての文書及び消防組織法第 22 条に基づく総務省消防庁長官あての文書を各一部ずつ総務省消防庁に提出する。

その他、災害情報連絡系統図を巻末図－3 に、防災関係機関の収集情報・連絡系統を巻末表－7 に示す。

5 安否情報の提供（県、市町村）

市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

県又は市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等の人命に関わる緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

また、安否情報を適切に提供するために必要なときは、関係市町村、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

第5節 災害広報計画

1 実施機関

県、市町村及び報道機関は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、それぞれの分担事務、又は業務に基づき、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとするとともに、県及び市町村は安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努めるものとする。

2 実施機関相互の連絡

各実施機関は、相互に情報及び交換を行うよう努めるものとする。

3 広報活動（知事公室、市町村）

(1) 県の役割

県は、災害情報及び被害状況等の広報を行う。

また、被災者に対して避難活動や生活の維持に必要な情報を報道機関の協力を得て、迅速かつ適切に提供するものとする。

ア 被害写真の収集

(ア) 広報班に写真班を置き、現地に派遣して災害現地の写真を撮影する。

(イ) 市町村が撮影した写真の収集を図る。

(ウ) 報道機関が撮影した写真について、必要があるときは協力を依頼する。

(エ) その他現地における資料の収集を図る。

イ 報道機関に対する情報等の発表

県において収集した災害情報等の報道機関に対する発表は、以下の事項を「県政記者クラブ」を通じ、適宜行うものとする。

なお、災害の規模が大きく、また長期間にわたる災害については、公表時間を定めて行う等の措置をとるものとする。

(ア) 災害の種別（名称）及び発生年月日

(イ) 災害発生の場所又は被害激甚地域

(ウ) 被害の状況

(エ) 災害救助法適用の可否及び当該市町村名

(オ) その他判明した被害地の状況

(カ) 県における応急対策の状況

ウ 報道機関からの情報連絡員の派遣

災害時の広報については報道機関との連携が重要であるため、報道機関は県に情報連絡員を派遣するものとする。

エ 県民に対する広報

(ア) 報道機関への要請

「災害時における放送要請に関する協定」及び「災害時等における報道要請に関する協定」に基づいて、報道機関を通じ一般県民や被害者に対して必要な情報、注意事項及び県の対策等の周知徹底を図る。

特に、緊急連絡事項はスポット放送を放送機関に依頼し周知を図る。

報道機関を通じて広報する内容は、おおむね以下のとおりである。

① 不要不急の電話の自粛

② 被災者の安否

③ 空き病院の情報

④ 二次災害防止のためにとるべき措置

⑤ 交通情報

⑥ 食料・生活物資に関する情報

⑦ 電気・ガス・水道などの復旧の見通し

(イ) 住民からの問い合わせに対する対応

① 来庁者に対する広報窓口を設置する。

- ② 県ホームページ、エリアメール、X(旧ツイッター)及びフェイスブック等を活用し、広報活動を行う。
- (ウ) 要配慮者に対する対応
 - ① テレビの文字放送等を活用し、広報活動を行う。
 - ② 手話及び外国語通訳を確保し、広報活動を行う。
- (2) 市町村の役割
市町村における災害広報については、市町村防災計画の定めるところにより行うものとする。
なお、その際には高齢者、障害者、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

1 災害派遣を要請する場合の基準

知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条に基づき、以下の基準に基づいて自衛隊の災害派遣を要請する。

- (1) 天災地変、その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため、必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合
- (3) 市町村の通信途絶の状況から判断した場合

2 災害派遣要請（知事公室、自衛隊）

- (1) 災害派遣を要請することができる者（以下「要請者」という。）

ア 知事	主として陸上災害
イ 第十一管区海上保安本部長	主として海上災害
ウ 那覇空港事務所長	主として航空機遭難

- (2) 災害派遣の要請を受けることができる者（以下「派遣命令者」という）・・・卷末表-8

- (3) 県（知事）から自衛隊への災害派遣要請

在沖縄3自衛隊部隊長名による「災害派遣要請の受理及び処理に関する協定」（平成22年8月22日）に基づき、県（知事）から自衛隊への災害派遣要請は、災害の種類に関わらず原則として陸上自衛隊第15旅団長に行うものとする。

- (4) 自衛隊の災害派遣要請系統・・・卷末図-4

- (5) 要請の内容

ア 災害派遣（緊急患者空輸を除く）を要請する場合（自衛隊法施行令第106条）

派遣命令者に対し次の事項を明確にして、文書をもって要請するものとする。

ただし、緊急の場合で文書による要請のいとまのないときは、電話等により要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

(ア) 災害の情況及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項（連絡責任者、連絡方法、宿泊施設の有無、救援のため必要とする諸器材及び駐車場等の有無）

イ 緊急患者空輸を要請する場合

(ア) 患者の状況

① 入院先病院、空輸区間

② 患者の氏名、性別、生年月日、年令、職業、住所、病名、感染症・意識・要至急入院・手術の有無、感染症に対する担当医の処置・意見

(イ) 付添者等

① 付添人の氏名、年令、患者との続柄、職業、住所、添乗医師等の氏名、年齢、所属病院名、添乗場所

(ウ) 特記事項等

① 酸素ボンベの使用の有無、使用予定本数

② 搭載医療器材及びその大きさ、重量

③ 現地の風向、風速、天候、視界

(エ) その他参考となるべき事項（地元連絡責任者、ヘリポート等の夜間照明設備の有無、特に必要とする機材）

(オ) 緊急患者空輸要請書

資料編のとおり

- (6) 災害派遣要請受理後の派遣命令者の措置

派遣命令者は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて、部隊等の派遣の必要の有無（緊急性、公共性、非代替性）を判断し、単独で又は他の派遣命令者と協力して部隊等の派遣その他必要な措置をとる。

3 市町村長の派遣要請要求等（知事公室、市町村）

(1) 知事への派遣要請要求

市町村長は、基本法第68条の2に基づき、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は無線等で知事に自衛隊の派遣要請を要求し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(2) 防衛大臣等への通知

市町村長は、(1)の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

なお、市町村長は、通知を行った場合は、速やかに、その旨を知事に報告しなければならない。

また、通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、知事の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

※防衛大臣の指定するもの：派遣命令者

4 派遣部隊の活動内容（自衛隊）

派遣部隊の実施する作業等は、災害の状況、他の救難機関等の活動状況等のほか、要請者の要請内容、現地における部隊の人員及び装備等によって異なるが、通常、以下のとおりである。

(1) 被害状況の把握（偵察行動）

(2) 避難の援助（避難者の誘導、輸送）

(3) 避難者等の捜索救助

(4) 水防活動（土のう作成、運搬、積込み）

(5) 消防活動

(6) 道路又は水路の啓開（損壊、障害物の啓開、除去）

(7) 応急医療、救護及び防疫

(8) 人員及び物資の緊急輸送（救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送）

(9) 炊飯及び給水

(10) 物資の無償貸付け又は譲与（「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」総理府令第1号（昭和33年1月1日付）による）

(11) 能力上、可能なものについては危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去）

(12) その他（自衛隊の能力で対処可能なもの）

5 派遣部隊との連絡調整（知事公室、市町村、自衛隊）

(1) 県は、救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を命じられた派遣部隊等の長と密接に連絡調整を行う。

(2) 自衛隊は、災害発生が予測される場合は直ちに要請に応じられるよう、県又はその他必要な関係機関に連絡幹部を派遣し、情報の交換、部隊等の派遣等に関して連絡・調整にあたる。

(3) 災害の発生が予想される場合、県及び市町村は自衛隊が派遣する連絡幹部等に対し必要な情報の提供に努める。

6 県及び市町村の準備すべき事項（知事公室、市町村）

自衛隊派遣に際しては、県及び市町村は以下の事項に留意するとともに、自衛隊の任務を理解し、その活動を容易にするように協力するものとする。

(1) 災害地における作業等に関しては、県及び市町村と派遣部隊指揮官との間で協議して決定するものとする。

(2) 市町村は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の責任者を指定しておくものとする。

(3) 派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を提供するものとする。

- (4) 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類、材料及び消耗品類は、特殊なものを除き、できる限り市町村において準備するものとする。
- (5) 県及び市町村（特に離島市町村）は、災害の応急対策活動、復旧活動並びに緊急患者空輸に必要な航空燃料の補給及び航空機用発電機等の使用について便宜を図るものとする。

7 災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官の権限等（自衛隊）

(1) 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、次の措置をとることができる。

ア 警察官がその場にいない場合（自衛隊法第94条）

（ア）避難命令等（警察官職務執行法第4条第1項）

（イ）土地、建物等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）

（ウ）緊急車両の通行を妨害する車両等の道路外への移動命令（災害対策基本法第76条の3第3項）（所轄警察署長への通知）

イ 市町村長その他市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合

（ア）警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令（災害対策基本法第63条第3項）（市町村長へ通知）

（イ）他人の土地等の一時使用等及び現場の被災工作物等の除去等（災害対策基本法第64条第8項）（市町村長へ通知）

（ウ）住民等を応急措置の業務に従事させること（災害対策基本法第65条第3項）（市町村長へ通知）

(2) 自衛官の措置に伴う損失・損害の補償

次の損失・損害については、市町村が補償を行う。

ア 自衛官の行う他人の土地の一時使用等の処分（法第64条第8項において準用する同条第1項）により通常生ずる損失

イ 自衛官の従事命令（法第65条第3項において準用する同条第1項）により応急措置の業務に従事した者に対する損害

8 派遣部隊の撤収（知事公室、市町村、自衛隊）

(1) 要請権者は、派遣部隊の撤収時期について自衛隊及び被災地関係者と充分な協議を行い、円滑な撤収に努めるものとする。

(2) 派遣命令者は、知事から要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認める場合には、速やかに部隊を撤収する。この際、関係市町村長、警察、消防機関等と周密に調整するとともに、その旨を知事に通知するものとする。

9 経費の負担区分等（知事公室、市町村）

(1) 災害派遣部隊等が活動に要した経費のうち、下記に掲げるものは、県及び市町村の負担とし、細部はその都度要請者と災害派遣命令者間で協議の上、決定するものとする。

ア 派遣部隊が連絡のために宿泊施設等に設置した電話の施設費及び当該電話による通話料金

イ 関係公共機関等の施設宿泊に伴う施設借上料、電気、水道、汚物処理等の料金

ウ 岸壁使用料

(2) その他上記(1)に該当しない経費の負担については、要請者と災害派遣命令者の間で協議の上協定を行うものとする。

10 ヘリポートの準備（市町村）

市町村は、あらかじめ定めた緊急時のヘリポートをヘリポートの設置基準に基づいて設置、管理するものとして、災害時にはヘリポートの被害状況を確認し、離着陸可能な場所を県等に報告する。

11 自衛隊の自主派遣（自衛隊）

自衛隊法第83条第2項に基づき、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の

派遣要請を待ついとまがない場合において、派遣命令者は、要請を待つことなく、その判断に基づいて、部隊等を派遣する。

災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は、以下のとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- (4) その他、上記(1)～(3)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまないと認められること。

12 近傍災害派遣（自衛隊）

自衛隊法第83条第3項に基づき、庁舎、営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合には、部隊等の長は部隊等を派遣することができる。

第7節 広域応援要請計画

1 他都道府県等への応援要請

県は、県下に大規模な災害が発生し、県単独では十分な応急措置が実施できないと認めるときは、応援協定に基づき応援の要請を行う。

2 国等への応援要請（知事公室、市町村）

(1) 県の応援要請

ア 指定行政機関等の職員の派遣要請、あっせん

知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、基本法第29条及び30条に基づき、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し当該機関の職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員、地方公共団体又は独立行政法人の職員の派遣についてあっせんを求める。

また、災害応急対策のため必要があるときは、基本法第74条の4に基づき、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

イ 都道府県知事への応援の要求

知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県知事に対し、応援を求める。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた都道府県知事は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

ウ 内閣総理大臣への応援の要求

知事は、市町村への指示又は他の市町村の応援若しくは他都道府県への応援のみでは、応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、内閣総理大臣に対し、県又は被災市町村への応援を求める。

エ 県内市町村への指示

知事は、市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示する。

(2) 市町村の応援要請

ア 職員の派遣、あっせん

市町村長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、基本法第29条及び30条に基づき、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し職員の派遣を要請し、又は県に対し指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

イ 他の市町村への応援の要求

市町村長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、基本法67条に基づき、他の市町村長に対し、応援を求める。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り応援を拒んではならない。

ウ 知事への応援の要求

市町村長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、基本法68条に基づき、知事に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

(3) 応援職員の派遣

応援職員を派遣する国及び地方公共団体は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。

県及び市町村（応援派遣職員を受け入れる地方公共団体）は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。さらに、地方公共団体は、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

3 防災関係機関における応援要請（知事公室、警察本部、市町村、消防機関）

(1) 警察

大規模災害発生時において、警察は、必要に応じ国に対して「警察災害派遣隊の出動を要請し、被害情報、交通情報の収集、救出救助、緊急交通路の確保等の活動について応援を求めるものとする。

(2) 消防機関

大規模災害発生時において、知事は、消防組織法第44条に基づき、必要に応じ県を通じて総務省消防庁長官に対して「緊急消防援助隊」等の出動を要請し、救急、救助、消火活動等について応援を求めるものとする。

なお、航空応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、応援を要請するものとする。

(3) ライフライン事業者

大規模災害発時において、ライフライン事業者は、必要に応じ応急対策に関し広域的応援体制をとる。

4 海外からの支援の受入れ（知事公室）

県は、国の非常災害対策本部等から海外からの支援受入れの連絡があった場合には、支援受入れの要否を判断し、受入れを決定した場合は関係省庁と連絡調整を図り、その受入れ体制を整備する。

受入れに当たっては、支援の種類、規模、到着予定日時、場所等を確認の上、その支援活動が円滑に実施できるよう、市町村と連携を図る。

5 市町村機能の支援（知事公室、総務部、企画部）

県は、市町村の行政機能が喪失又は機能低下した場合に、以下のように市町村の支援を行う。

(1) 県調査隊の派遣

被災市町村に対しヘリコプター等により県職員による調査隊を派遣し、被害情報を把握するとともに、県等による被災市町村への支援について連絡調整を行う。

なお、市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合は、要請を待たずに派遣を行う。

(2) 県職員等の派遣

被災市町村の機能をバックアップするために必要な市町村のニーズを把握し、県職員の派遣及び県保有資機材等の提供等を行う。

また、必要に応じて、国及び防災関係機関等に対して被災市町村への支援を要請する。

(3) 応援職員の調整

被災市町村からの応援職員の派遣要請に基づき、国及び他の都道府県等に職員の派遣を要請するとともに、各市町村への配置や輸送等の調整を行う。

(4) 知事による代行

知事は、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合、市町村長が実施すべき次の応急措置の全部または一部を当該市町村長に代わって実施するものとする。

ア 警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずること

イ 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等必要な措置をとること

ウ 住民または応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させること

第8節 避難計画

第1款 避難の原則

1 実施責任者

地震後の延焼火災や余震等による二次災害から避難するために、高齢者等避難の発令による高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難の促進、避難の指示、警戒区域の設定、避難の誘導及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護等の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は以下のとおりである。

これらの責任者は相互に緊密な連携を保ち、住民等の避難が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

(1) 災害対策基本法による措置

基本法に定める措置は、次のとおりである。

なお、大雨や高潮等については、警戒レベル1として早期注意情報（気象庁発表）、警戒レベル2として大雨、洪水、高潮の各注意報が位置付けられている。

※ 津波については、災害の切迫度が段階的に上がる災害ではないことから、津波に係る避難情報には警戒レベルを付さないこととされている。

(① 警戒レベル3 高齢者等避難

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市町村長	災害全般	基本法 56条2項	基本法 56条1項後段の「必要な通知または警告」をするに当たって、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供として発表するもの

(② 警戒レベル4 避難指示

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市町村長	災害全般	基本法 60条1項	必要と認める地域の必要と認める居住者等に対する避難のための立退きを指示
知事	災害全般	基本法 60条6項	市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	基本法 61条1項	市町村長が指示することができないと認めるととき、又は市町村長から要求があったとき

(③ 警戒レベル5 緊急安全確保

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市町村長	災害全般	基本法 60条3項	避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避などの緊急安全確保措置を指示
知事	災害全般	基本法 60条6項	市町村がその全部又は大部分の事

			務を行うことができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	基本法 61 条 1 項	市町村長が指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったとき

(4) 警戒区域の設定

実施責任者	災害の種類	根拠法	備 考
市町村長	災害全般	基本法 63 条 1 項	
知事	災害全般	基本法 73 条 1 項	市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	基本法 63 条 2 項	市町村長（委任を受けた職員を含む）が現場にいないとき）又はこれらの者から要求があったとき
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	基本法 63 条 3 項	市町村長（委任を受けた職員を含む）、警察官等がその場にいないとき

(5) 災害対策基本法以外の法令による措置

(1) 避難等の措置

実施責任者	災害の種類	根拠法	備 考
警察官	災害全般	警察官職務執行法 4 条	危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度で引き留め、避難させ、又は居合わせた者、事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自ら措置をとる
自衛官	災害全般	自衛隊法 94 条 1 項により準用する警察官職務執行法 4 条	警察官がその場にいない場合に限る。
知事又はその命を受けた職員 水防管理者	洪水、雨水 出水、津波、 高潮	水防法 29 条	必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示
知事又はその命じた職員	地すべり	地すべり等防止法 25 条	必要と認める区域内の居住者に対し避難のために立ち退くべきことを指示

(2) 警戒区域の設定

実施責任者	災害の種類	根拠法	備 考
消防吏員又は消防団員	火災	消防法 28 条 1 項	消防警戒区域の設定
警察官	火災	消防法 28 条 2 項	消防警戒区域の設定 消防吏員又は団員がいないとき又は消防吏員等から要求があったとき
水防団長、水防	洪水、雨水	水防法 21 条 1 項	警戒区域の設定

団員又は消防機関に属する者	出水、津波、高潮		
警察官	洪水、雨水 出水、津波、高潮	水防法 21条2項	水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたとき

(6) 避難の誘導

避難所への誘導は、市町村長及び警戒区域の設定者が行うものとする。

(7) 避難所の開設及び収容保護

避難所の開設及び収容保護は市町村長が行うものとする。なお、救助法が適用された場合における避難所の開設及び収容保護は、知事の補助機関として市町村長が行うものとする。

また、広域避難等において市町村のみで対応不可能な場合は、県、近隣市町村等の協力を得て実施する。

2 避難情報の運用（市町村）

(1) 避難情報の種類

避難情報（1(1)の①から③までに掲げる災害対策基本法による措置をいう。）の種類及び発令の基準例は、以下の表のとおりである。

避難情報の発令に当たり、事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも警戒レベルの順に発令する必要はなく、段階を踏まずに状況に応じて適切な発令をする。

気象庁など指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。

県は、時機を失すことなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言する。

市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断する。

種類	内容・発令基準例	根拠法
警戒レベル3 高齢者等 避難	<p>避難に時間を要する高齢者等の避難（立退き避難または屋内安全確保）を促す。 <発令基準例></p> <p>①洪水 避難判断水位（レベル3水位）に達した段階、避難判断水位に到達する前であっても水位予測等により氾濫危険水位（レベル4水位）を超えるおそれがあるとされる場合、設定した水位を超えて水位上昇のおそれがある場合など</p> <p>②土砂災害 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合など</p> <p>③高潮 高潮注意報が発表され、かつ、警報の切り替わる可能性が高い場合、台風等の接近に伴い警戒レベル4避難指示を発令する可能性がある場合など</p>	基本法 56条2項
警戒レベル4 避難指示	<p>危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を求める。<発令基準例></p> <p>①洪水 泛濫危険情報（警戒レベル4相当情報[洪水]）が発表された場合、氾濫危険水位（工事特別警戒水位）（レベル4水位）に達した段階、など</p> <p>②土砂崩れ 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合など</p> <p>③高潮</p>	基本法 60条1項

警戒レベル5 緊急安全確保	高潮警報（警戒レベル4相当情報[高潮]、又は高潮特別警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）が発表された場合など いまだ危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を求める。 (発令基準例) ①洪水 氾濫開始相当水位に到達した場合など ②土砂災害 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合など ③高潮 高潮による越波、越流や氾濫が発生した場合、高潮特別警戒水位に到達して高潮班欄発生情報が発表された場合など	基本法 60条3項
------------------	---	-----------

種類	内容・発令基準例	根拠法
避難指示	1 大津波警報、津波警報の発表 2 津波注意報の発表（避難指示の発令対象区域は、海岸堤防等より海側の地域を対象とする。） 3 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れ（震度4程度以上）を感じた場合あるいは揺れは弱くとも長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合	基本法 60条1項

- ※ 津波が段階的に災害の切迫度が高まる洪水等、土砂災害、高潮と異なり、危険な地域から一刻も早く、高台・津波避難ビル・津波避難タワー等の指定緊急避難場所へ立退き避難することが望ましいことから、市町村長は基本的には緊急安全確保ではなく、避難指示を発令する。実際の避難の呼びかけは、地域の実情に応じて工夫することとする。
- ※ どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。ただし、遠地地震に関する情報が発表され、以後、津波警報等が発表される可能性がある場合は、津波警報等の発表前であっても、必要に応じて高齢者等避難の発令を検討する。

(2) 避難情報及び警戒区域の内容

避難措置の実施者は、避難情報の発表及び警戒区域の設定において、以下の事項を明らかにして発するものとする。

- ア 発令者
- イ 対象区域
- ウ 避難情報の発令及び警戒区域の設定の理由
- エ 避難日時、避難先及び避難経路
- オ その他必要な事項

(3) 避難情報の伝達方法

避難措置の実施者は、当該区域の住民、学校、観光施設、事業所等に対して防災行政無線、サイレン、広報車、電話連絡等の手段によってその内容を伝達する。

また、必要に応じて放送局、ポータルサイト・サーバ事業者に、放送設備やインターネットを活用した情報伝達の協力を第3節3の(2)に準じて要請する。

(4) 関係機関への通知

避難措置の実施者は、おおむね次により必要な事項を関係機関へ通知する。

- | |
|-------------------|
| ア 市町村長の措置 |
| ・市町村長→知事（防災危機管理課） |
| イ 知事の措置 |
| (ア) 基本法に基づく措置 |

・知事（防災危機管理課）→市町村長
(イ) 地すべり等防止法に基づく措置
・県知事（海岸防災課）→所轄警察署長
ウ 警察官の措置
(ア) 基本法に基づく措置
・警察官→所轄警察署長→市町村長→知事（防災危機管理課）
(イ) 警察官職務執行法（職権）に基づく措置
・警察官→所轄警察署長→県警察本部長→知事（防災危機管理課）→市町村長
エ 自衛官の措置
・自衛官→市町村長→知事（防災危機管理課）
オ 水防管理者の措置
・水防管理者→所轄警察署長

(5) 放送を活用した避難情報の伝達

県及び市町村は、市町村長が避難情報を発令した際には、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱」（平成17年6月28日）に基づき作成された様式及び伝達ルートにより、避難情報などの発表情報を県内放送事業者及び沖縄気象台に伝達する。

(6) 解除の基準

- ア 避難情報の解除については、当該地域が避難情報の発令の基準としている大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された段階を基本として、解除するものとする。
- イ 浸水被害が発生した場合の解除については、当該地域が避難情報の発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

3 避難の実施（市町村）

市町村は、次の点を十分考慮し、避難実施の万全を期するものとする。

(1) 避難の原則

避難に当たっては、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）を優先させるものとする。

(2) 避難者の誘導

避難者の誘導は以下により、迅速かつ的確に行うものとする。

ア 避難に当たっては、避難誘導員を配置し、避難時の事故防止及び迅速かつ的確な避難体制の確保を行う。

イ 避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示するものとする。

ウ 誘導に当たっては、混乱をさけるため、地域の実情に応じ避難経路を2箇所以上選定しておくものとする。

(3) 避難行動要支援者の避難誘導

在宅の避難行動要支援者（要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの）の避難は、市町村の避難行動要支援者の個別避難計画に基づき、自主防災組織、自治会及び民生委員等地域で支援を行い実施する。

社会福祉施設等の入所者及び利用者は、施設の管理者が避難誘導を行う。その場合、地域の市町村は可能な限り支援を行う。

(4) 避難完了の確認

避難誘導の実施者は、避難地域において、避難誘導後速やかに避難漏れ又は要救出者の有無を確かめるものとする。

4 避難所の開設及び収容保護（生活福祉部、市町村）

(1) 避難所の設置

市町村は、あらかじめ定められた施設に避難所を開設する。ただし、これらの施設が利用できないときは、野外に仮設物、テント等を設置するものとする。

市町村は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

市町村は、避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

(2) 福祉避難所の設置

市町村は、要配慮者に配慮して、公共施設や福祉施設等に福祉避難所を開設する。不足する場合は、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

(3) 広域避難

被害が甚大なため市町村内の避難所の利用が困難な場合は、県と協議して被災地域外の市町村の施設等へ広域避難を行うものとする。

県は、被災市町村の要請に基づいて、避難可能な公共施設や民間施設を把握し、受入先市町村及び施設管理者と避難収容について調整を行う。

(4) 設置及び収容状況報告

市町村長は避難所を設置したときは、直ちに避難所開設状況（開設の日時、場所、収容人員、開設期間の見込）を県に報告しなければならない。

5 避難者の移送（企画部）

災害が甚大な場合又は緊急を要する場合の避難者の移送は、「第14節 交通輸送計画」に定めるところによるものとする。

6 避難所の運営管理（市町村）

市町村は、避難所の適切な運営管理を行うものとする。

(1) 避難所の運営

避難所の運営は、避難者による自治を原則とする。

市町村は、避難所の適切な運営管理を行うため、各避難所との情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、自主防災組織、自治会、NPO・ボランティア等の協力を得ながら実施することとする。

市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからぬよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自動的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

(2) 避難者に係る情報の把握

市町村は、避難所ごとに、収容されている避難者及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等に係る情報の早期把握に努める。

また、指定避難所以外に避難している被災者、親戚・知人宅等に避難している被災者の所在も把握し、これらの被災者への情報伝達や問い合わせ等に対応する。

(3) 避難所の環境

市町村は、以下のとおり避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

ア 避難所開設当初からパーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置に努めるほか、食事供与の状況やトイレの設置状況等の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施、より快適なトイレの設置など必要に応じて対策を講じるものとする。

イ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

ウ 避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

エ 運営に当たっては、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品及び女性用下着の女性による配布、巡回警備等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

エ テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

オ ペットの同行避難を考慮して、被災者支援等の観点から避難場所敷地内にペット専用のスペースの確保、飼育ルールを定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。

7 避難長期化への対応（生活福祉部、市町村）

市町村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、仮設住宅のほか、必要に応じて、旅館やホテル、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等、利用可能な宿泊施設や住宅等の提供について避難者に情報提供し、避難所の早期解消に努める。

県はこれら施設の確保等について必要な支援を行う。

8 県有施設の利用（企画部、市町村）

市町村は、避難所が不足する場合、県に対し県有施設の活用を要請することができる。

県は、市町村から県有施設の一時使用の要請があった場合、可能な範囲において提供する。

9 船舶の利用（企画部、市町村、第十一管区海上保安本部）

大規模な災害により避難所が不足する場合、市町村は県に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。

市町村から要請があった場合、県は、第十一管区海上保安本部に対して所有船舶の要請及び沖縄総合事務局運輸部に対して民間船舶の調達を要請するものとする。

10 在宅避難者等の支援（市町村）

市町村は、やむを得ず避難所に滞在できない在宅避難者や自主避難所等の状況を把握し、食料等必要な物資の配布、保健師の巡回健康相談等による保健医療サービスの提供、生活支援情報の提供等に努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

県及び市町村は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

県及び市町村は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

第2款 津波避難計画

津波警報等の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとし、避難情報、避難誘導、避難者の収容等の事項は、「第1款 避難の原則」によるものとする。

なお、津波発生時の津波警報等の発表に伴う避難は、徒歩を原則とする。ただし、避難困難区域や避難行動要支援者の避難を支援する者等で、避難所要時間が5分又は津波到達予測時間を越えるなど自動車等の利用が不可欠な場合においては、市町村は避難者が自動車等で安全かつ確実に避難できることを確認した上で、徒歩以外の避難手段を設定する。

1 実施責任者

津波から避難するための避難情報の発令及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、第1款の「1 実施責任者」のとおりとする。

2 避難情報の運用（市町村）

避難情報の運用については、第1款の「2 避難情報の運用」のとおりとする。

市町村は、市町村津波避難計画の定めにより、以下の点に留意して、津波浸水危険区域等に対し、避難情報の発令にあたる。

- (1) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）等から伝達を受けた津波警報等を、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線等で住民等へ伝達するよう努める。
- (2) 強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど速やかに的確に対処する。
なお、津波警報等に応じて自動的に避難情報を発令する場合においても、住民等の迅速かつ的確な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する。
- (3) 津波警報・避難情報の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客及び漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話、ワンセグ及び旗（津波フラッグ）等のあらゆる手段の活用を図る。
- (4) 避難情報の伝達に当たっては、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があることなど、津波の特性や、津波警報等が発表されている間は津波による災害の危険性が継続していることについても伝達する。

3 避難場所（市町村）

避難先は、市町村津波避難計画で定められた、津波浸水想定区域外の安全な高台とする。津波到達時間内に避難が困難な場合は、最寄りの津波避難ビルや津波避難タワー等とする。

4 避難誘導（市町村）

（1）住民等の避難誘導

市町村津波避難計画で定められた方法による。

避難誘導に当たっては、消防職員、消防団員、水防団員、警察官及び市町村職員など、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、交通規制の実施、障害者・高齢者・居住外国人等の要配慮者の避難支援及び観光客等を含めた避難対象区域内の全ての避難誘導を行う。

（2）米軍基地内への避難

米軍基地内への避難について、米軍との現地実施協定が締結されている市町村は、基地と連携して、米軍基地へ避難誘導する。

5 船舶等の避難（第十一管区海上保安本部）

第十一管区海上保安本部等は、津波警報等の発表に伴い、港内及び周辺海域の船舶に対し、作業等の中止及び港外への避難を呼びかけるとともに、船舶の入港の制限、移動を命ずる等の規制を行う。

6 避難所の開設・収容保護（市町村）

津波により住家を失った被災者は、避難所に収容する。避難所開設以降の対策は、「第1款 避難の原則」のとおりとする。

第3款 広域一時滞在

1 広域一時滞在の協議等（知事公室、生活福祉部、市町村）

（1）被災市町村の協議

被災した地域の市町村長（協議元市町村長）は、災害が発生し、被災した住民の安全や居住

場所の確保が困難であり、県内の他市町村での一時的な滞在（広域一時滞在）の必要があると認めるときは、被災住民の受入れについて、他市町村長に協議する。

(2) 知事への報告

協議元市町村長は、広域一時滞在の協議をする場合は、あらかじめ、その旨を知事に報告する。

(3) 協議先市町村の受入れ

協議を受けた市町村長（協議先市町村長）は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる公共施設等を提供する。また、受入れの決定をした場合は、その内容を公共施設等の管理者等及び協議元市町村に通知する。

(4) 公示及び報告

協議元市町村長は、受入れの通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、関係機関への通知、知事への報告を行う。

(5) 広域一時滞在の終了

協議元市町村長は、広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。

2 県外広域一時滞在の協議等（知事公室、生活福祉部）

(1) 被災市町村の協議の要求

被災した地域の市町村長（協議元市町村長）は、被災住民について他の都道府県での一時的な滞在（県外広域一時滞在）の必要があると認めるときは、知事に対し、他の都道府県知事と被災住民の受入れについて協議することを求める。

(2) 知事の協議

知事は、協議元市町村から要求があったときは、被災住民の受け入れについて、他の都道府県の知事に協議しなければならない。

(3) 内閣総理大臣への報告

知事は、広域一時滞在の協議をする場合は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

(4) 公示、報告

知事は、受入れの通知を受けたときは、速やかに、その内容を協議元市町村長に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。

また、協議元市町村長は、通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、関係機関に通知する。

(5) 広域一時滞在の終了

協議元市町村長は、広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。

知事は、速やかに、その旨を協議先都道府県知事に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。

3 知事による代行及び特例（知事公室、企画部、生活福祉部）

知事は、災害の発生により市町村が事務を行うことができなくなった場合で、広域一時滞在の必要があると認めた場合は、被災市町村の実施する措置を代わって実施する。

また、同様に県内広域一時避難の必要がある場合、被災市町村から要求がない場合においても、他の都道府県知事との協議を実施する。

4 知事等の助言（知事公室、企画部、生活福祉部）

知事は、被災市町村長（協議元市町村）から求められたときは、協議の相手方その他広域一時滞在に関する事項について助言する。

また、知事は、内閣総理大臣に助言を求めることができる。

第9節 観光客等対策計画

1 実施責任者

観光客等対策の実施は、観光施設等の管理者及び市町村とする。
なお、避難計画の基本的な事項は「第8節 避難計画」のとおりである。

2 避難情報の伝達及び避難誘導（市町村、観光施設の管理者、交通機関）

(1) 市町村の役割

市町村は、津波情報や避難指示等の避難情報を、住民等への伝達方法の他に、浸水想定区域内の観光施設や交通施設等に電話等により伝達する。

また、市町村職員、消防職員及び消防団員等により海岸、港湾等を巡回し、海水浴客及び釣り人等の来遊者に高台や最寄りの避難ビルへの避難を呼びかける。

(2) 観光施設等の役割

津波情報や市町村の避難情報を把握した宿泊施設や観光施設の責任者は、放送施設や拡声器等により、宿泊者や来遊者に対し避難を呼びかけ、高台や避難ビルなどの安全な避難場所に誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

(3) 交通機関の役割

津波情報や市町村の避難情報を把握した交通施設の管理者は、バスターミナル、モノレール駅、空港施設及びフェリーターミナル等の旅客に対し避難を呼びかけ、高台や避難ビル等の安全な避難場所（駅での一時避難を含む）に誘導する。

運行中の車両及び船舶等の旅客は、運転者等が運行管理者との連絡又は地域の避難誘導者の指示に従い、安全な避難場所まで誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

3 避難収容（文化観光スポーツ部、市町村、観光施設の管理者）

(1) 収容場所の確保

市町村は、観光客等の避難状況を把握し、一時的に収容する施設を確保する。施設が不足する場合は、近隣市町村、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請する。

県は、市町村から県有施設の一時使用の要請があった場合、支障のない範囲において提供する。

また、国、関係団体等に施設の利用を要請する。

(2) 安否確認

市町村は、観光施設の管理者、観光関係団体、交通機関及び警察等と連携して、観光客の人数確認、負傷者及び不明者等の安否情報を把握し、県に報告する。

県は、市町村からの報告のほか、観光関係団体、交通機関及び警察等から安否情報を収集し、情報の集約と一元管理を行う。

(3) 飲料水・食料等の供給

市町村及び観光施設の管理者等は、可能な限り飲料水・食料等を供給する。

4 帰宅困難者対策（文化観光スポーツ部、市町村）

(1) 情報の提供

県及び市町村は、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食料等の供給及び交通機関の復旧状況などの情報を、収容場所等でチラシ、テレビ及びラジオ等で提供する。

(2) 帰宅困難者対策

県及び市町村は、観光危機により運休・欠航している交通機関の早期の回復が見込めず、多くの観光客等が県内に滞留している場合は、観光客等の帰宅のために、バス、航空機及び船舶等での輸送について、国及び(一社)沖縄県バス協会及び航空会社等と調整を図り、帰宅困難者対策を計画する。

第10節 要配慮者対策計画

1 実施責任者

要配慮者対策の実施は、要配慮者利用施設等の管理者及び市町村とする。なお、避難計画の基本的な事項は、「第8節 避難計画」のとおりである。

2 避難行動要支援者の避難支援（市町村）

市町村は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に基づき作成した避難行動要支援者名簿を活用し、また、個別避難計画等に基づいて、避難行動要支援者の避難誘導等の支援を行う。

避難誘導に当たっては、地域住民、自主防災組織、女性防火クラブ及び民生委員等の支援者の協力を得て、要配慮者への避難情報の伝達、安全な高台や避難ビル等への誘導及び安否の確認を行う。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者を保護するために特に必要があるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対して避難行動要支援者名簿を提供し、避難支援や迅速な安否確認等の実施に努める。

3 避難生活への支援（生活福祉部、こども未来部、保健医療介護部、土木建築部、市町村）

(1) 避難時の支援

市町村は、要配慮者の避難状況や生活状況を把握し、必要な福祉対策のニーズを検討し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。

避難所においては、専用スペースを設けるなど生活への配慮をするとともに、福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を行う。

県は、福祉保健所を通じて情報を収集するとともに、市町村の要請に基づき、専門的人材の確保及び派遣並びに入所施設の確保などの広域支援を行う。

(2) 応急仮設住宅への入居

県及び市町村は、地域の支援のつながりや生活の利便性を考慮した場所に応急仮設住宅を設置し、要配慮者を優先して入居するように配慮する。

また、バリアフリー等の設備等についても、可能な限り要配慮者に配慮した福祉仮設住宅を設置する。

(3) 福祉サービスの持続的支援

市町村は、福祉サービス提供者等と連携を図り、可能な限り通常の福祉サービスが継続されるよう支援する。県は、市町村の要請に基づき必要な体制を支援する。

(4) 沖縄県災害派遣福祉チーム（D W A T おきなわ）の派遣

県は、県社会福祉協議会と連携して、大規模災害時に避難所等において高齢者、障害者、妊娠婦、乳幼児等の要配慮者の支援を行う福祉専門職等からなる沖縄県災害派遣福祉チーム（D W A T おきなわ）を派遣する。

4 外国人への支援（知事公室、文化観光スポーツ部、市町村）

市町村及び県は、沖縄県国際交流・人材育成財團等の団体と連携して、外国人への相談、外国語による情報発信及び語学ボランティアの派遣等を行う。

第11節 消防計画

1 実施責任者

市町村は、火災又は地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減するための消防活動を実施する。

2 相互応援計画（知事公室、消防機関）

(1) 県内市町村間の相互応援

各種災害時の非常事態が発生した場合における災害防御の措置に関する相互応援については、消防組織法第39条の規定に基づき、全市町村がいずれの市町村とも相互に応援ができる体制をとるものとし、その実施について万全を期するものとする。

(2) 他都道府県による応援

ア 消防庁長官への要請

知事は、災害等非常事態が発生した場合において、県内の消防力をもってこれに対処することができないとき、総務省消防庁長官に対し以下の事項を明らかにして、緊急消防援助隊等の応援について要請するものとする。（消防組織法第44条）

(ア) 災害の発生日時・場所・概要

(イ) 必要な応援の概要

(ウ) その他参考となるべき事項

なお、応援要請連絡（様式）は、資料編のとおり。

イ 緊急時における消防庁長官の措置

消防庁長官は、災害発生時において被災地に対する消防の広域応援の必要があるにもかかわらず、通信の途絶等により知事との連絡をとることができないとき、知事の要請を待たずして、他の都道府県知事に対し消防の応援のため必要な措置をとることを求めることができる。

3 非常事態における知事の指示（知事公室）

(1) 知事は、災害等の非常事態の場合において緊急の必要があるときは、市町村長又は消防長に対して災害防御の措置について必要な指示を行うものとする。（消防組織法第43条）

(2) 知事は、危険物等に関する当該規制事務について権限を有する者に対して当該危険物等の製造施設貯蔵所等の使用の停止及び危険物等の引渡し、移動、詰替え等の禁止又は制限等の保安措置を要請するものとする。

第12節 救出計画

1 実施責任者

市町村をはじめとした救助機関は、各機関が連携して迅速な救助活動を実施する。また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

2 救出の方法（知事公室、警察本部、市町村、消防機関）

被災者の救出は、市町村においては消防本部又は消防団等を主体とした救出班を編成し、警察と相協力して、救出に必要な器具を借り上げるなど、情勢に応じた方法により実施するものとする。

(1) 市町村の役割

ア 市町村は、救助機関として救出活動を実施するものとする。
イ 市町村は、当該市町村のみでは救出が実施できないと判断した場合、県に対して隣接市町村、警察及び自衛隊等の応援を求めるものとする。

(2) 県警察の役割

県警察は、救出の応援要請があった場合、又は警察自身が必要と判断した場合は、速やかに救出活動を実施する。

救出に大量の人員を必要とする場合は、警察災害派遣隊の出動により救出を実施する。

(3) 県の役割

県は、被災市町村への応援を必要と認めた場合、又は、市町村から応援要請があった場合は、他の市町村、警察、自衛隊、他の都道府県等に対し応援を要請する。

また、海域での捜索を、第十一管区海上保安本部、自衛隊等に要請する。

(4) 住民

住民は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

3 救出用資機材の調達（市町村、消防機関）

救助機関は、各機関が所有する救出用資機材を使用する。資機材が不足する場合は、建設業協会等との協定や民間業者への要請により調達する。

4 惨事ストレス対策（知事公室、消防機関）

救助機関は、職員等の惨事ストレス対策を実施するため、必要に応じて総務省消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第13節 医療救護計画

地震・津波等の災害により多数の傷病者が発生し、また、医療機関の機能が停止して混乱が生じた場合は、「沖縄県災害医療マニュアル」に基づいて、県、市町村及び医療関係機関が緊密に連携し、迅速かつ的確な医療救護活動（助産を含む。）を行う。

1 実施責任者

市町村は、医療救護を行う。

また、災害救助法が適用された場合の医療救護は県が行い、市町村長はこれを補助するものとする。ただし、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の実施を待つことができないときは、市町村長が実施する。

2 医療救護活動に関する組織体制

県は、医療救護活動の実施に当たり、医療関係団体及び機関の協力の下、次の組織体制をとる。

(1) 県医療本部（県医療本部長：保健医療介護部長）

医療救護活動全体の調整を行うため、災害対策本部の下に設置する。

ア 医療救護活動全体の調整を行うため、災害対策本部の下に設置する。

イ 県医療本部の指揮を補佐するため、統括D H E A T を置く。

(2) 県D M A T 調整本部

災害派遣医療チーム（D M A T ）に関する指揮、関係機関等の調整を行うため、県医療本部の下に設置する。

(3) 県D P A T 調整本部

災害派遣精神医療チーム（D P A T ）に関する指揮、関係機関等の調整を行うため、県医療本部の下に設置する。

(4) 県災害支援ナース調整本部

災害支援ナースに関する指揮、関係機関等の調整を行うため、県医療本部の下に設置する。

(5) 災害医療調整班

県の医療救護活動に関し、医療関係団体及び機関等の調整を行うため、本部災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター、県D M A T 調整本部及び県D P A T 調整本部、県災害支援ナース調整本部並びに医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び日本赤十字社等医療関係団体及び機関のリエゾンをもって構成する組織を、県医療本部の下に設置する。

(6) 地域医療本部（地域医療本部長：保健所長）

地域における医療救護活動に関し総合調整するため、県医療本部の下に、保健所の所管区域ごとに設置する。

(7) 現場におけるD M A T 本部

必要に応じて、地域のD M A T の指揮及び関係機関等の調整を行う、災害拠点病院D M A T 活動拠点本部を災害拠点病院等に設置する。また、県は必要に応じて航空搬送拠点臨時医療施設（S C U ）を設置し、広域医療搬送に関わるD M A T の活動を統括するD M A T ・ S C U 本部を設置する。

(8) 現場におけるD P A T 本部

必要に応じて、地域のD P A T の指揮及び関係機関等の調整を行うD P A T 活動拠点本部を設置する。

3 被災地における保健医療福祉に係る指揮調整機能の維持

(1) 災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T ）の派遣

県は、災害が発生し、県医療本部が設置され、被災都道府県外からの保健医療活動チームの受援調整が必要になるなど、県内の保健所、保健所設置市の相互支援では保健医療福祉活動の総合調整が困難となることが予想される場合には、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T ）の応援要請をする。県は地方公共団体間の相互応援協定等に基づき被災県以外の都道府県等へ災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T ）の応援要請を行うか、または厚

生労働省健康・生活衛生局に対して応援派遣に関する調整の依頼を行う。

(2) 災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の活動

被災地に応援派遣された健康危機管理支援チーム（D H E A T）は、災害時保健医療福祉対策に係る情報収集、分析評価、連絡調整等の指揮調整機能等が円滑に実施されるよう、県医療本部及び被災地の保健所を支援する。

4 情報収集と共有

(1) 災害時の情報伝達手段

県は、既存の電話、F A X、広域災害救急医療情報システム（E M I S）、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク及びインターネットを活用し情報を収集する。

(2) 情報収集・提供体制

沖縄県医療本部は、傷病者の発生状況、道路その他のインフラの被害状況等医療救護活動に影響を及ぼす情報を県災害対策本部及び地域医療本部（地方本部）から、医療機関及び医薬品等医療救護活動に関する情報を地域医療本部を通じ医療関係機関等から収集し、時系列に整理（クロノロジーの作成）するとともに、収集した情報を的確に分析して、その結果を災害時の医療救護活動に反映させる。

また、災害時の医療救護活動に必要な情報を、適時医療関係機関等へ提供する。

(3) 県民への情報提供

被災地内の住民に対する診療可能医療機関や医療救護所等の情報提供は、市町村又は地域医療本部が主体となって行う。また、県医療本部は、診療可能な医療機関情報等県民が必要とする情報について、県ホームページのほか、県災害対策本部を通じて、放送事業者、通信社及び新聞社等の報道機関の協力を得て、的確に提供する。

5 医療救護の実施

(1) 県の活動

ア DMA T、D P A T、災害支援ナース及び医療救護班の派遣要請

県は、必要に応じて、以下の機関にDMA T、D P A T、災害支援ナース及び医療救護班の派遣を要請する。

(ア) 沖縄県DMA T指定病院

(イ) 沖縄県D P A Tとして登録された機関

(ウ) 沖縄県災害支援ナース派遣協定を締結した医療機関等

(エ) 日本赤十字社沖縄県支部

(オ) 沖縄県医師会

(カ) 沖縄県歯科医師会

(キ) 沖縄県薬剤師会

(ク) 沖縄県看護協会

(ケ) 国、他都道府県

イ DMA T、D P A T、災害支援ナース及び医療救護班の派遣調整

県は、必要な情報を収集し、DMA T、D P A T、災害支援ナース及び医療救護班等を適切な活動場所に配置する。

(2) 市町村の活動

ア 医療救護所の設置及び運営等

市町村は、医療機関及び地区医師会の協力を得て、医療救護所の設置及び運営に努め、必要に応じて地域医療本部に支援を要請する。

イ 市町村に派遣された医療救護班等への支援

市町村は、当該市町村に県から派遣された医療救護班等に対し、沖縄県医療本部及び地域医療本部からの要請により、輸送及び救護活動等への支援をできる限り行う。

(3) DMA Tの活動

ア 病院支援

イ 地域医療班

ウ 現場活動

- エ 広域医療搬送
- オ その他必要な事項
- (4) D P A Tの活動
 - ア 精神科病院支援
 - イ P T S Dを始めとする精神疾患発症の予防等の支援
 - ウ その他必要な事項
- (5) 災害支援ナースの活動
 - ア 病院支援
 - イ 避難所支援
 - ウ 社会福祉施設及び福祉避難所における支援
 - エ その他必要な事項(6) 医療救護班の活動
 - ア 避難所及び医療救護所における医療
 - イ 病院及び診療所の支援
 - ウ 避難所の状況把握と改善
 - エ 在宅患者及び避難所の医療及び健康管理等
 - オ その他必要な事項

6 医療機関の活動

被災地域の医療機関と非被災地域の医療機関は主に次の活動を行う。

- (1) 被災地域の医療機関
 - ア 必要な診療体制を整え、傷病者への応急処置等を行う。
 - イ 病院施設等の被災状況を、地域医療本部に報告する。
 - ウ 必要に応じて、地域医療本部に転院が必要な傷病者の搬送、医薬品等の補給及び医療救護班の派遣を要請する。
- (2) 非被災地域の医療機関
 - ア 被災地から搬送されてくる重傷者等を受け入れる体制を整え、受け入れる。
 - イ 受入可能な傷病者数を、地域医療本部に報告する。
 - ウ 県医療本部からの要請に基づき、医療救護班等を派遣する。

7 傷病者の搬送

- (1) 傷病者の搬送調整
県医療本部は、地域医療本部及び被災地内医療機関等から搬送の要請があった場合は、搬送先を決め、消防機関等へ通知するとともに、県本部と搬送のための輸送手段（車両、ヘリ等航空機及び船舶）等について調整する。
- (2) 広域医療搬送
 - ア 広域医療搬送の決定
被災地域や県内医療機関だけでは治療、収容することができない重傷者及び在宅人工透析患者、在宅酸素患者、在宅人工呼吸装置患者等、継続的な治療を必要とする者等の搬送が必要となった場合、県は、国と協議して広域医療搬送を決定する。
 - イ 航空搬送拠点臨時医療施設（S C U）の設置
沖縄県医療本部は、県本部と協議して、その時点での状況に応じて、航空搬送拠点周辺の適切な場所にS C Uを設置する。

8 助産体制（保健医療介護部）

- (1) 実施責任者
災害時における助産は、災害救助法の適用があった場合は、県が実施するものとする。
- (2) 助産の方法
 - ア 医療救護班等による助産
 - (ア) 助産は原則として産科医を構成員とする医療救護班が当たるものとする。
ただし、出産は緊急を要する場合が多いので、最寄りの対応可能な助産師によって行うことも差し支えないものとする。

(イ) 医療救護班の派遣に係る編成、構成及び救護所の設置については、上記2における応急医療の方法の場合と同様とする。

イ 委託助産機関による助産

医療救護班等による救護ができない者又は医療救護班等による救護の実施が適当でないと判断される者については、国立病院機構その他の公立の病院、診療所、助産所又は以下に掲げる委託助産機関において救護を行うものとする。

(ア) 救助法適用市町村の区域内の産科を有する病院又は診療所

(イ) (ア)の区域に隣接する市町村の区域内の産科を有する病院又は診療所

9 医薬品、衛生材料及び血液製剤等の確保

県は、沖縄県医師会、沖縄県薬剤師会、沖縄県医薬品卸売業協会及び赤十字血液センターと連携し、医薬品等の需給状況を把握するとともに、適切に供給できる体制を整備する。

また、県内の医薬品では不足する場合は、九州・山口9県災害時応援協定に基づき、災害時緊急医薬品等の支援を要請する。

更に甚大な被害の災害となった場合には厚生労働省に対し、医薬品等の支援を要請する。

10 被災者の健康管理とこころのケア（保健医療介護部、市町村）

(1) 被災者の健康状態の把握

県は、被災地の現地災害対策本部及び保健所並びに被災地域外の近隣市町村等より、被災地の情報の収集を行い、こころのケア対策会議を開催する。

(2) D P A T の編成及び活動

ア 沖縄県D P A Tは、発災当日から遅くとも72時間以内に被災地域に派遣されるD P A T先遣隊と沖縄県D P A Tに登録された機関により編成される。

イ 被災地域での活動

(ア) 被災地での活動は、現地災害対策本部と連携して行われる。

(イ) 活動内容については、別途「沖縄D P A T活動マニュアル」に定める。

ウ D P A T派遣要請及び受入調整

(ア) 県は、必要に応じて、国に対してD P A T派遣斡旋の要請又は他都道府県に対してD P A T派遣協力要請を行う。

(イ) 県D P A T調整本部は派遣されたD P A Tの受入調整を行う。

(3) こころのケア

県保健所には相談窓口を設けるなど、精神保健福祉相談体制や市町村への支援体制を構築する。

沖縄県立総合精神保健福祉センターは、保健所及び市町村へ技術援助を行うとともに、精神保健に関する県の総合的な中核拠点として、全県的なこころのケアに関する情報の集約と発信を行い、こころのケア対策の全般を担う。

市町村は、県との連携によりこころのケア対策を実施する。

(4) 継続的治療への支援

県は、人工透析等、継続的な治療を実施する医療機関の稼働状況を把握し、市町村からの要請に基づいて、広域的な搬送及び受け入れの体制を構築する。

市町村は、継続的治療が必要な被災者の状況を把握し、必要に応じて医療機関や県に対応を要請する。

第14節 交通輸送計画

1 実施責任者

災害時における交通の規制、交通施設の応急対策及び緊急輸送は、以下の者が行うものとし、緊急輸送道路及び緊急輸送港湾は以下のとおりとする。

なお、これらの責任者は相互に協力し、被災者、応急対策要員及び応急対策物資等の緊急の輸送が円滑に行われるよう努めるものとする。

(1) 交通の規制

災害時における交通規制の実施責任者は、以下のとおりである。

- | | |
|-----------------|--------|
| ア 道路法に基づく規制 | 道路の管理者 |
| イ 道路交通法に基づく規制 | 県公安委員会 |
| ウ 災害対策基本法に基づく規制 | 県公安委員会 |

(2) 交通施設の応急対策

交通施設の応急対策は、「第31節 公共土木施設応急対策計画」の定めるところによる。

(3) 緊急輸送

災害時における緊急輸送の実施は、その応急対策を実施する機関が行うものとする。

ただし、次の場合、県は緊急輸送に必要な措置をとるものとする。

- | |
|---|
| ア 災害の範囲が広域にわたり、車両等の確保配分について調整を必要とする場合 |
| イ 輸送の実施機関において輸送することが不可能と認められる場合 |
| ウ 港湾施設、空港施設の被災により機能を失い、県内又は本土との輸送が困難な場合 |
| エ 公共交通機関が長期にわたり運行停止となる場合 |

(4) 緊急輸送道路

沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画（令和6年3月沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会）における緊急輸送道路（第1次緊急輸送道路）は、以下のとおりである。

なお、第2次、第3次緊急輸送道路については、同計画を参照。

道路種別	路線名	区間（交差点）
高速道路	沖縄自動車道	許田 IC～那覇 IC
国道（指）	那覇空港自動車道	名嘉地 IC～西原 JCT
国道（指）	国道58号	名護市宮里4丁目（北）交差点～那覇市明治橋交差点
国道（指）	国道58号那覇西道路	那覇市若狭 IC～那覇市鏡水
国道（指）	国道329号	那覇市上間交差点～那覇市明治橋交差点、沖縄市比屋根交差点～沖縄市高原交差点
国道（指）	国道331号	豊見城市名嘉地 IC～那覇市明治橋交差点
国道（指）	国道332号	那覇市垣花交差点～那覇市安次嶺交差点
国道（指外）	国道330号	那覇市旭橋交差点～那覇市旭町
国道（指外）	国道449号	名護市屋部（西）交差点～本部町瀬底大橋
国道（指外）	国道449号名護BP	名護市屋部（西）交差点～名護市宮里4丁目（北）交差点
主要地方道	本部循環線	名護市大南
主要地方道	沖縄北谷線	沖縄市山内交差点～北谷町国体道路入口交差点
主要地方道	石川仲泊線	うるま市赤崎1丁目交差点～恩納村恩納南BP
主要地方道	那覇糸満線	那覇市安謝交差点～那覇市上間交差点
主要地方道	沖縄環状線	沖縄市山内交差点～沖縄市比屋根交差点
一般県道	県道20号線	沖縄市高原交差点～沖縄市上地
一般県道	具志川前原線	うるま市前原交差点～うるま市豊原交差点
一般県道	県道39号線	那覇市県庁北口交差点～那覇市那覇市役所前交差点
一般県道	県道42号線	那覇市県庁南口交差点～那覇市久茂地交差点

第2編 地震・津波編 第1章 災害応急対策計画

市町村道	名護市道(名護42号線)	名護市大南
市町村道	名護市道(名護49号線)	名護市大南
市町村道	名護市道(名護中央線)	名護市大南～北部合同庁舎入口
市町村道	沖縄市道(胡屋19号線)	沖縄市仲宗根町～沖縄市役所入口
市町村道	沖縄市道(胡屋20号線)	沖縄市仲宗根町
市町村道	沖縄市道(松本団地西側線)	沖縄市美原1丁目
市町村道	那覇市道(旭町6号)	那覇市旭町
市町村道	那覇市道(旭町7号)	那覇市旭町～南部合同庁舎入口
市町村道	那覇市道(銘苅泊線)	那覇市おもろまち～那覇第2地方合同庁舎入口
市町村道	那覇市道(泉崎6号)	那覇市泉崎1丁目
市町村道	那覇市道(泉崎7号)	那覇市泉崎1丁目～那覇市役所入口
市町村道	那覇市道(天久安里線)	那覇市上之屋交差点～那覇市おもろまち駅前交差点
市町村道	那覇市道(久米若狭線)	那覇市若狭IC～那覇市久茂地交差点
港湾道路	臨港道路港湾1号線	那覇市明治橋交差～点那覇市なうら橋
港湾道路	臨港道路港湾2号線	那覇市港町1丁目～那覇市曙
港湾道路	臨港道路港湾7号線	那覇市港町1丁目
港湾道路	臨港道路新港ふ頭縦17号線	那覇市港町1丁目～那覇港新港ふ頭
港湾道路	臨港道路浦添ふ頭地区1号線	那覇市なうら橋～浦添市西洲2丁目
港湾道路	臨港道路浦添ふ頭地区2号線	浦添市西洲2丁目
港湾道路	臨港道路浦添ふ頭地区3号線	浦添市西洲2丁目
港湾道路	臨港道路若狭1号線	那覇市若狭～那覇港泊ふ頭
港湾道路	臨港道路若狭2号線	那覇市若狭1丁目～那覇市若狭3丁目
港湾道路	臨港道路1号線	中城港湾新港地区
港湾道路	臨港道路3号線	中城港湾新港地区
港湾道路	臨港道路6号線	中城港湾新港地区
港湾道路	臨港道路7号線	中城港湾新港地区
港湾道路	本部港内臨港道路	本部町崎本部～本部港入口
久米島 主要地方道	久米島空港真泊線	久米島空港～久米島町役場入口
久米島 一般県道	兼城港線	久米島町兼城～兼城港入口
宮古島 主要地方道	平良城辺線	宮古島市旧ターミナル交差点～宮古島市郡農協前交差点
宮古島 主要地方道	下地島空港佐良浜線	宮古島市伊良部国仲～下地島空港入口
宮古島 一般県道	平良新里線	宮古島市郡農協前交差点～宮古島空港入口、宮古島市袖山入口交差点～宮古島市平良西里
宮古島 一般県道	高野西里線	宮古島市平良港交差点～宮古島市北給油所交差点
宮古島 一般県道	平良久松港線	宮古島市平良西里～宮古島市平良久貝
宮古島 一般県道	長山港佐良浜港線	宮古島市伊良部池間添～宮古島市伊良部国仲
宮古島	平良下地島空港線	宮古島市伊良部国仲～宮古島市平良久貝

一般県道		
宮古島市町村道	宮古島市道（中央縦線）	宮古島市北給油所交差点～宮古島市平良西里
宮古島港湾道路	臨港道路漲水2号線	宮古島市平良港交差点～宮古島市平良西里
宮古島港湾道路	臨港道路漲水中央線	宮古島市平良西里
石垣島国道（指外）	国道390号	石垣市730記念碑交差点～石垣市盛山
石垣島一般県道	新川白保線	石垣市盛山～新石垣空港入口
石垣島一般県道	石垣空港線	石垣市平得交差点～石垣市役所入口
石垣島市町村道	石垣市道（新栄町縦1号線）	石垣市新栄町
石垣島市町村道	石垣市道（美崎新栄通り）	石垣市730記念碑交差点～石垣市新栄町
石垣島港湾道路	浜崎町臨港道路	石垣市新栄町～石垣港入口

(5) 緊急輸送港湾

緊急輸送上、重要な港湾は以下のとおりである。

港湾名	管理者	施設名	所在地
重要港湾 那覇港	那覇港管理組合	岸壁（-13.0m）耐震：1バース	那覇市
重要港湾 那覇港	那覇港管理組合	岸壁（-9.0m）耐震：1バース	那覇市
重要港湾 石垣港	石垣市	岸壁（-9.0m）耐震：1バース	石垣市
地方港湾 伊江港	沖縄県	岸壁（-7.5m）耐震：1バース	伊江村
地方港湾 兼城港	沖縄県	岸壁（-5.5m）耐震：1バース	久米島町
地方港湾 本部港	沖縄県	岸壁（-9.0m）耐震：1バース	本部町
重要港湾 平良港	宮古島市	岸壁（-7.5m）耐震：1バース	宮古島市

重要港湾 中城湾港	沖縄県	岸壁（-11.0m）耐震整備中	うるま市
-----------	-----	-----------------	------

(6) 緊急輸送漁港

緊急輸送上、重要な漁港は以下のとおりである。

漁港名	管理者	施設名	所在地
糸満漁港	沖縄県	-6.0m岸壁(1)：1バース	糸満市
渡名喜漁港	沖縄県	-5.0m岸壁：1バース	渡名喜村
波照間漁港	沖縄県	5号岸壁（-5.0m）：1バース	竹富町
阿嘉漁港	沖縄県	-4.5m岸壁(3)：1バース	座間味村

2 交通の規制（総務部、土木建築部、農林水産部、警察本部、市町村、沖縄総合事務局、西日本高速道路（株）、港湾管理者、漁港管理者）

(1) 規制の種別

災害地における交通規制の種別は、以下のとおりである。

ア 危険箇所における規制

(ア) 道路法に基づく規制（道路法第46条）

災害時において、道路施設の破損等により施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めたときは、道路管理者が交通を禁止し、又は制限するものとする。

(イ) 道路交通法に基づく規制（道路交通法第4条）

災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、県公安委員会は歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

イ 緊急輸送のための規制

(ア) 基本法に基づく規制（基本法第76条）

県公安委員会は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようするため、緊急の必要があると認めるときは、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあっては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するものとする。

(イ) 危険箇所における規制

県、市町村又は県公安委員会は、道路の破損、決壊、その他状況により通行禁止又は制限する必要があると認めるときは、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明りょうに記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は、適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障のないよう措置するものとする。

特に、大津波警報又は津波警報が発表された場合は、浸水想定区域への車両の流入を規制する。

(ア) 緊急輸送のための規制

県公安委員会は、災害が発生した場合において、災害応急対策に従事するもの又は災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため、必要があると認めるときは、以下により適切な措置をとるものとする。

ア 緊急輸送機関の措置

被災地において、緊急輸送を実施しようとする機関の長は、あらかじめ日時、種別、輸送量、車両の種別、発着地、経路、事由等を県公安委員会に連絡するものとする。

イ 県公安委員会の措置

県公安委員会は、アの連絡を受けた場合において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する必要があると認めるときは、以下の措置をするものとする。

(ア) 緊急通行車両以外の車両の通行禁止、又は制限の対象、区間及び期間を記載した標示及び適当な迂回路の標示を所定の場所に設置するものとする。

(イ) 緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限しようとするときは、あらかじめ当該道路管理者に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合であらかじめ当該道路管理者に通知するいとまがないときは、事後において速やかに通知するものとする。

(ウ) 緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(イ) 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、緊急通行車両の確認を迅速かつ円滑に行うために、あらかじめ、緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者から、緊急通行車両の事前届出書を提出させ、これを審査の上、届出済証を交付する。

また、届出済証を交付した車両については、緊急通行車両事前届出受理簿に登載しておく。

(ウ) 緊急通行車両の標章及び証明書

県又は県公安委員会は、緊急通行車両の使用者に対し、次により標章及び証明書を交付し、被災地における交通の混乱の防止を図るものとする。

ア 使用者の申出

緊急輸送に車両を使用しようとするものは、県又は県公安委員会に対し、緊急通行車両確認証明書等の交付を申し出るものとする。

イ 証明書等の交付

県又は県公安委員会は、アの申し出による緊急車両の確認を行い、標章及び証明書を交付するものとする。

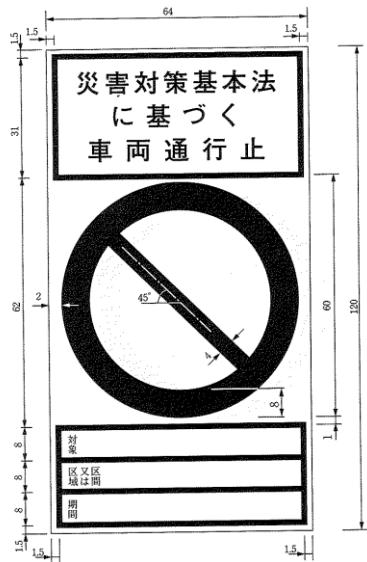
また、届出済証の交付を受けている車両については、優先的に通行に係る確認を行うこと

もに、確認のための審査を省略する。

(6) 標章の掲示

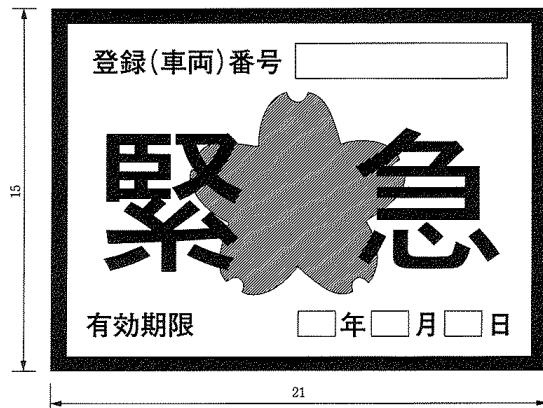
(5)のイにより交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとする。

様式 1



- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

様式 2



- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地は銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式3

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認證明書		
知 事 印		
公安委員会印		
番号標に標示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員または品名）		
使用者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路		出 発 地 目 的 地
備 考		

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

(7) 警備業者による交通誘導等

被災者に対する救援救護等の活動が公的機関のみでは十分に実施することができない場合、「災害時における円滑な通行の確保等に関する協定」及び「同細目協定」に基づき、県は県警察を通じて社団法人沖縄県警備業協会に対し、災害時における円滑な通行等を確保するために出動要請を行うことができる。

当該出動要請に係る業務内容については、災害時における被災地の被害拡大防止、救護、救援活動のための交通誘導のほか、避難場所、救援物資の保管場所等における警戒、警備業務等とする。

(8) 通行禁止等の周知

県公安委員会は、災害時における通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）を行ったときは、基本法第76条の規定に基づき、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要事項を周知させるものとする。

(9) 車両の運転者の責務

基本法第76条の規定に基づく通行禁止等が行われたときは、車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア 道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合

道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、車両を当該道路区間以外の場所に移動させる。ただし、これにより車両を移動させることが困難なときは、できる限り道路の左側端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。

イ 区域に係る通行禁止等が行われた場合

区域に係る通行禁止等が行われたときは、車両を道路外の場所に移動させる。

ただし、これにより車両を移動させることが困難なときは、できる限り道路の左側端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。

ウ 警察官の指示を受けた場合

その他、警察官の指示を受けたときは、それに従う。

(10) 警察官、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員による措置命令等

ア 警察官による措置命令等

警察官は、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

また、警察官は、命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができない場合は、自ら当該措置をとることができる。

イ 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員による措置命令等

警察官がその場にいない場合、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員は、自衛隊及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な運行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

なお、措置を命じ、又は自ら当該措置をとったときは、直ちに、その旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

(11) 道路管理者の措置

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（以下本節において「道路管理者等」という。）は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要するとき、又は県公安委員会から要請を受けたときは、区間を指定し、運転者等に対して車両の移動等を命令する。また、運転者がいない場合等は、自ら車両の移動等を行うものとする。

知事は、必要に応じてこれらの措置をとるべきことを道路管理者等である市町村に指示し、緊急通行車両の通行ルートを広域的に確保するものとする。

(12) 災害時における交通マネジメント

沖縄総合事務局は、災害復旧時に渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動、及び日常生活への交通混乱の影響を最小限にとどめることを目的に、交通需要マネジメント及び交

通システムマネジメントからなる交通マネジメント施策を包括的な検討・調整を行うため、「災害時交通マネジメント検討会」を組織する。

県は市町村の要請があったとき、又は自ら必要と認めたときは、沖縄総合事務局に対し検討会の開催を要請することができる。

検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を図る。

検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議・訓練等を行うものとする。

※交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

※交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組

3 緊急輸送（知事公室、企画部、市町村、沖縄総合事務局、第十一管区海上保安本部、自衛隊）

(1) 輸送対象

緊急輸送の輸送対象は以下の第1段階から第3段階とする。

ア 第1段階

- (ア) 救助、救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- (ウ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員並びに情報通信、電力、ガス及び水道施設の保安要員その他初動及び応急対策に必要な要員・物資等
- (エ) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階

- (ア) 上記アの続行
- (イ) 食料及び水等の生命維持に必要な物資
- (ウ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階

- (ア) 上記イの続行
- (イ) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (ウ) 生活必需品

(2) 輸送の方法

ア 輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案して次のうちの適当な方法によるものとする。

- (ア) 道路輸送
- (イ) 海上輸送
- (ウ) 空中輸送
- (エ) 人力による輸送

イ 輸送実施機関は、所属職員のうちから輸送責任者を指名し、当該物資等を輸送する車両等に同乗させる等の措置を講ずるものとする。

(3) 道路輸送

ア 車両等の確認

輸送のために必要とする自動車及びその運転者（以下「車両等」という。）の確保は、おおむね以下の順位によるものとする。

- (ア) 応急対策を実施する機関に属する車両等
- (イ) 公共的団体に属する車両
- (ウ) 営業用の車両等
- (エ) 自家用の車両等

イ 県における車両等の確保

車両等を確保する必要がある場合は、県の各部（局）は出納事務局物品管理課に対し、その確保を要請する。

ウ 民間車両による輸送

(ア) 県及び市町村における措置

県又は市町村において、民間車両により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部にあっせんを依頼し、迅速な輸送の実施に努めるものとする。

(イ) 沖縄総合事務局運輸部における措置

① 災害が発生し、緊急に陸上輸送を実施する必要があると認めたときは、旅客車両又は貨物車両を使用することを考慮し、事態に応じて旅客運送業者又は貨物運送業者に対し、輸送区间、車両、又は運送すべき人、若しくは物を指定して輸送を要請する。

② 上記により旅客車両又は貨物車両により輸送を要請する場合の指定は、沖縄総合事務局運輸部長が行う。

③ 輸送の要請を受け、任務に従事した事業者は、その状況を任務終了後5日以内の期間をもって沖縄総合事務局運輸部へ報告するものとする。

(ウ) 運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関への輸送要請

① 県又は指定地方行政機関の長は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人、物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して運送を要請するものとする。

② 県又は指定地方行政機関の長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無く要請に応じないとときは、特に必要があるときに限り、当該機関に対して当該運送を行うべきことを指示する。

エ 燃料の確保

県又は市町村において、車両による輸送を行う場合は、沖縄県石油商業組合・沖縄県石油業協同組合に優先的な供給を要請する。

(4) 海上輸送

ア 海上輸送の実施

災害の発生により陸上輸送が困難な場合、離島への物資等の輸送が必要な場合又は海上輸送がより効果的な場合は、輸送実施機関が船舶を借り上げて輸送を実施するものとする。特に緊急の場合又は離島における災害救助のため、船舶による輸送が必要な場合は、県有船舶又は第十一管区海上保安本部所属船艇の協力を求めて、輸送の実施に努めるものとする。

イ 県有船舶による輸送

市町村は、県有船舶による輸送を必要とする場合、次の事項を明らかにした文書により、県に対して要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(ア) 災害の状況及び応援を必要とする理由

(イ) 応援を必要とする期間

(ウ) 応援を必要とする船舶数

(エ) 応急措置事項

(オ) その他参考となるべき事項

ウ 第十一管区海上保安本部船艇による輸送

第十一管区海上保安本部所属船艇の派遣要請等については、以下のとおりとする。

(ア) 市町村長は、第十一管区海上保安本部船艇による輸送を必要とするときは、知事に対し「第6節 自衛隊災害派遣要請計画」に定める要領に準じて、要請を依頼するものとする。

(イ) 知事は、(ア)の要請が適切であると認めるとき、又は自らその必要を認めたときは、第十一管区海上保安本部長に対し、「第6節 自衛隊災害派遣要請計画」に定める要領に準じて船艇の派遣を要請するものとする。

(ウ) 県及び市町村における要請後の措置等は、「第6節 自衛隊災害派遣要請計画」に定める要領に準じて行うものとする。

エ 民間船舶による輸送

(ア) 県及び市町村における措置

県又は市町村において民間船舶により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部にあつ

せんを依頼し、迅速な輸送の実施に努めるものとする。

(イ) 沖縄総合事務局運輸部における措置

- a 災害が発生し、緊急に海上輸送を実施する必要があると認めたときは、内航船舶又は旅客船を使用することを考慮し、事態に応じて内航運送業者又は旅客定期事業者に対し航路、船舶、運送すべき人又は物を指定して航海を要請する。
- b ①により、内航船舶又は旅客船による航海を要請する場合の指定は、沖縄総合事務局運輸部長が行う。
- c 航海の要請を受け任務に従事した事業者は、その状況を任務終了後5日以内の期間をもって沖縄総合事務局運輸部へ報告するものとする。

(5) 空中輸送

ア 空中輸送の実施

災害の発生による交通途絶等の理由により離島市町村等へ緊急に空中輸送の必要を生じた場合は、空中輸送の実施を行うものとする。

イ 空中輸送の要請等

空中輸送の要請及び要請後の措置並びに撤収要請等については、「第6節 自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによるものとする。

ウ ヘリポートの整備

市町村は、空中の輸送（緊急患者空輸、物資の空輸等）を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着又は飛行機からの物資投下が可能な場所の選定、整備に努め災害時における空中輸送の円滑を図るものとする。

ヘリポートの設置基準については、第6節 自衛隊災害派遣要請計画の定めるところによる。

4 広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保（知事公室、市町村）

県は、自ら確保した物資及び県内外からの救援物資を受け入れ、市町村に輸送するために、空港や港湾に近接する施設又は空地に広域輸送拠点を確保する。

市町村は、救援物資の受け入れのために、施設又は空地に輸送拠点を確保する。

県及び市町村は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

第15節 治安警備計画

1 災害時における警察の任務

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急的対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持にあたるものとする。

2 災害時における警備体制（警察本部）

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、次により災害警備体制を確立するものとする。

(1) 警備体制の種別

警備体制は、以下のとおりとする。

ア 準備体制

台風が接近し、又は大雨、高潮、洪水等の警報・注意報等が発せられ、予想される災害の発生までに相当の時間的余裕がある場合は準備体制をとる。

イ 警戒体制

管内に暴風、大雨、高潮、津波、地震等の警報が発せられ災害（大規模災害を除く）による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、警戒体制をとる。

ウ 非常体制

大規模災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、非常体制をとる。

(2) 警備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、「沖縄県警察災害警備実施要綱」又は「沖縄県警察大規模地震災害警備実施要領」の定めるところにより、県警本部及び警察署に災害警備本部を設置するものとする。災害警備本部の名称組織については、警察本部長が定めるものとする。

(3) 警備部隊の編成

警察本部長又は署長は、災害警備本部等を設置したときは、「沖縄県警察災害警備実施要綱」又は「沖縄県警察大規模地震災害警備実施要領」の定めるところにより、所要の警備部隊を編成するものとする。

(4) 警備部隊の運用

県警察は災害の種別、規模、態様に応じ、「沖縄県警察災害警備実施要綱」又は「沖縄県警察大規模地震災害警備実施要領」の定めるところにより、警備部隊の適正な運用を図るものとする。

3 災害警備措置要領

警備体制発令時における警備措置は以下のとおりとし、その実施運用は、「沖縄県警察災害警備実施要綱」又は「沖縄県警察大規模地震災害警備実施要領」の定めるところによる。

(1) 準備体制段階

準備体制をとったときは、おおむね以下に掲げる活動を行うものとする。

ア 災害警備連絡室（本部）の設置

イ 気象、災害情報の収集及び伝達

ウ 事前広報

エ 関係機関との連絡

オ 装備資器材の準備

カ 通信の確保

キ 警察施設の防護

(2) 警戒体制段階

警戒体制をとったときは、(1)に掲げる活動のほか、おおむね以下に掲げる活動を行う。

ア 災害警備（準備）本部の強化

イ 警備本部要員の招集

- ウ 警備部隊の編成及び事前配置
- エ 装備資器材の事前配備
- オ 広報体制の確立
- カ 警備部隊の応援要請
- キ 補給

(3) 非常体制段階

非常体制をとったときは、(1)及び(2)に掲げる活動のほか、おおむね以下に掲げる活動を行う。

- ア 避難誘導及び警戒措置
- イ 被害調査
- ウ 救出・救助活動
- エ 行方不明者の捜索及び死体の見分
- オ 犯罪の予防及び検挙
- カ 応援部隊の派遣調整
- キ 交通秩序の維持及び交通規制の実施
- ク 広報活動

4 被災地の社会秩序の維持（警察本部、第十一管区海上保安本部）

(1) 被災地の安全確保

警察は、被災地及びその周辺の安全を確保するために警察が独自に又は自主防災組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

また、必要により避難所等に臨時派出所を設置して防犯活動を行う。

さらに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努める。

(2) 海上の安全確保

第十一管区海上保安本部は、被災地付近の海上において巡視船艇を配備し、速やかな安全確保に努める。

第16節 災害救助法適用計画

1 実施責任者

救助法に基づく救助は、県が実施する。この場合、市町村長は、県が行う救助を補助するものとする。

ただし、県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、災害救助法施行令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

救助の種類は、以下のとおりである。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の搜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去。

なお、救助法の適用に至らない災害についての被災者の救助は、市町村防災計画に定めるところにより市町村長が実施するものとする。

2 救助法の適用基準

救助法による救助は、市町村単位の被害が次のいずれかに該当し、かつ現に応急的な救助を必要とするときに、市町村毎に行うものとする。

- (1) 市町村における住家の被害が、次の表の左欄に掲げる人口に対し当該右欄の被害世帯数に達したとき。
- (2) 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が1,500世帯以上であって、市町村の被害世帯数が当該市町村の人口に応じ、(1)の被害世帯数の2分の1に達したとき。
- (3) 被害が広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が7,000世帯以上であって、市町村の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。
- (4) 当該市町村における被害がいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。
 - ア 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が焼失したとき。
 - イ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、若しくは受けるおそれが生じたとき。

市町村の人口規模と住家の被害世帯数による適用基準

市町村の人口	被害世帯数
5,000人未満	30世帯
5,000人以上 15,000人未満	40世帯
15,000人以上 30,000人未満	50世帯
30,000人以上 50,000人未満	60世帯
50,000人以上 100,000人未満	80世帯
100,000人以上 300,000人未満	100世帯
300,000人以上	150世帯

3 救助法の適用手続（生活福祉部、市町村）

- (1) 市町村の役割

ア 災害の発生に際し、市町村における被害が2の適用基準のいずれかに該当するときは、法

に基づく災害報告要領により、当該市町村長は直ちにその旨を知事に報告するものとする。
イ 災害の事態が急進して、知事による救助法の実施を待つことができないときは、市町村長は、救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その指示を受けるものとする。

(2) 県の役割

ア 県は、市町村からの報告に基づき救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について当該市町村に通知するとともに、関係行政機関及び内閣府に通知又は報告するものとする。
イ 救助法を適用したときは、速やかに公告するものとする。

4 救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準

救助法による災害救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準は、以下のとおりとする。

(1) 救助の程度、方法及び期間

災害救助法施行細則（昭和47年沖縄県規則19号）別表第1

(2) 実費弁償の方法及び程度

災害救助法施行細則（昭和47年沖縄県規則19号）別表第2

5 救助の組織

県本部が設置された場合における救助の組織は、「第1節 組織計画」に定めるところによるものとする。なお、県本部を設置するに至らない場合には、平常の組織をもって対処するものとする。

第17節 給水計画

1 実施責任者

災害のため、現に飲料水を得ることのできない者への給水は、災害救助法が適用された場合、県が実施する。

ただし、県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村が行うこととすることができる。

また、災害救助法が適用されない場合で、市町村が必要と認めたときは、市町村が実施する。

2 供給の方法（保健医療介護部、企業局、市町村）

- (1) 給水は、必要最小限の生活が維持できる生活用水の供給に限られる。
- (2) 飲料水の供給に使用する器具は、すべて衛生的処理をしたのちに使用するものとし、飲料水は末端給水までの適当な部所において塩素の残留効果を適時測定するものとする。
- (3) 供給の方法は、県の調整池及び市町村の配水池等（以下「配水池等」という。）を補給基地とし、給水車、容器による搬送給水等現地の実情に応じ、適宜な方法によって行うものとする。
ア 貯水量、位置等を考慮の上、配水池等から給水車等に補給し、配水池及び公園等に設置された緊急給水基地に搬送するものとする。
イ 配水池や公園等に設置された緊急給水基地では、緊急給水用の蛇口設備等を設置して給水するものとする。
ウ ドラム缶、ポリエチレン容器等の搬送用容器（以下「搬送容器」という。）に配水池等で補給し、適切な方法により被災者へ給水するものとする。
- (4) 給水の方法としてその他に、ろ水器によるろ過給水、容器による搬送給水等現地の実情に応じ、適宜な方法によって行うものとする。
ア ろ水器によるろ過給水
(ア) 給水能力、範囲等を考慮の上、比較的汚染の少ない井戸等を水源に選定してろ水基地とし、ろ水器によりろ過したのち塩素剤による消毒を行うものとする。
(イ) ろ過消毒した水は、搬送容器に入れ、適切な方法により給水する。
イ 容器による搬送給水
(ア) 最寄りの非被災水道の管理者と協議して取水基地、取水計画等を定めるものとする。
(イ) 取水した水は、給水車等で搬送し給水する。
- (5) 給水体制が整わない段階においては、協定先等からペットボトルを確保し供給する。

3 医療施設等への優先的給水（市町村）

医療施設、社会福祉施設、避難所等に対しては、優先的に給水を行うものとする。

4 県における給水（知事公室、保健医療介護部、企業局）

県は、水道事業者等のみでは給水が困難と判断したときは、以下の措置をとる。

- (1) 所要量及び運搬ルート等の給水に関する情報管理
- (2) 給水班の派遣
- (3) 自衛隊への災害派遣要請
- (4) 厚生労働省、他都道府県、日本水道協会等への応援要請
- (5) ペットボトル等の確保及び供給

第18節 食料供給計画

1 実施責任者

災害時における食料の調達及び供給は、市町村が実施する。ただし、救助法が適用された場合は、知事又は知事から委任された市町村長が実施する。

2 食料の調達（知事公室、生活福祉部、農林水産部、市町村）

(1) 市町村

あらかじめ食料供給計画を定めておき、被災者のための食料の確保に努め、必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

(2) 県

ア 市町村から食料供給の要請があったとき又は被災市町村の被害の状況等から判断して必要と認めたときは、県の備蓄食料、協定締結機関（九州・山口9県災害時相互応援協定含む）又は「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づく農林水産省生産局への要請等により必要な食料を確保して、当該市町村に供給する。

イ 食料の輸送は調達先に依頼するが、当該調達先が輸送できないときは、第14節の「3 緊急輸送」に基づいて実施する。

3 炊出等の食品の給与（生活福祉部、市町村）

被害者に対する応急炊き出し及び食料品の給与は、次によるものとする。

(1) 給与の方法

ア 炊き出し及び食品の給与を実施する場合には責任者を指定し、各現場にそれぞれ実施責任者を定めるものとする。

イ 救助用応急食料は、原則として米穀とするが、消費の実情等によっては食品業者から確保した弁当、パン又はおにぎりとする。

ウ 炊き出しは市町村長が行うものとする。

エ 炊き出し及び食料品の給与のために必要な原材料及び燃料等の確保は、市町村長が行うものとする。

オ 炊き出し施設は、可能な限り学校等の給食施設、公民館、寺社等の既存施設を利用し、できるだけ避難所と同一施設又は避難所に近い施設を選定して設けるものとする。

カ 炊き出し施設の選定にあっては、あらかじめ所有者又は管理者から了解を受けておくものとする。

キ 炊き出しに当たっては、常に食料品の衛生に留意するものとする。

ク 食料の提供に当たっては、食物アレルギーの被災者に配慮し、原材料表示や献立表の掲示等を行うものとする。

(2) 給与の種別、品目及び数量

ア 種別

(ア) 炊き出し（乳幼児のミルクを含む）

(イ) 食品給与（住家の被害により一時縁故先等に避難する者に対して現物をもって3日以内の食料品を支給する）

イ 給与品目及び数量

(ア) 給与品目は米穀又はその加工品及び副食品とする。

(イ) 給与数量は、1人1日精米換算300g以内とする。乾パン、麦製品（乾ウドン等）は社会通念上の数量とし、副食品の数量については制限しない。

4 要配慮者等に配慮した食料の給与（市町村）

市町村は、要配慮者や食物アレルギー等に配慮した食料の給与に努めるものとする。

第19節 生活必需品供給計画

1 実施責任者

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、救助法が適用された場合は、知事が実施する。

ただし、県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村が行うこととすることができる。

また、救助法が適用されない場合で、市町村が必要と認めるときは、市町村長が実施する。

2 給与又は貸与の方法

衣料、生活必需品その他物資の給与又は貸与は、当該市町村において救助物資配分計画表により、被害別及び世帯の構成員数に応じて行うものとする。

また、避難所の避難者のみならず、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

なお、物資は時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ夏季の暑さ対策など被災地の実情を考慮し、さらには、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した物資を供給する。

3 給与又は貸与の品目

原則として被服、寝具その他生活必需品として認められる以下の品目とする。

(品目例)

寝具、外衣、肌着、身廻品、炊事道具、食器、日用品及び光熱材料

4 物資の調達（企画部、生活福祉部、市町村）

(1) 市町村の役割

あらかじめ生活必需品等供給計画を定めておき、被災者のための生活必需品等の確保に努め、必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

(2) 県の役割

ア 市町村から調達の要請があったときは、県の備蓄物資、卸売業者又は大規模な小売店等から購入した生活必需品等を当該市町村に緊急輸送する。

イ 備蓄物資又は県内で生活必需品等の必要量の確保が困難な場合、他県、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等へ必要な物資又は資材の供給を要請する。

ウ 市町村が災害応急対策を的確に行なうことが困難であり、緊急を要すると認められる場合は、市町村からの要求を待たないで物資を確保し輸送する。

エ 災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。

オ 運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が、正当な理由が無いのに要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うことを指示する。

5 救援物資の受入れ（生活福祉部、市町村）

(1) 救援物資の受入れ

市町村は、全国の自治体及び団体等からの救援物資を受け入れる。

市町村で救援物資の受入れができない場合は、県が市町村のニーズを把握し、救援物資提供の申出を受け付ける。

(2) 受け入ルールの作成

救援物資を受け入れる場合は、自治体、企業及び団体からの大口の提供のみとするなど、ルールを明確にする。

(3) 救援物資の受入れ方法

県が救援物資を行う場合は、以下のとおりとする。

- ア 市町村のニーズに合わせて必要な時期に必要な物資を提供されるよう調整する。
- イ 広域輸送拠点までの輸送は、提供先に要請する。
- ウ 広域輸送拠点での受入れ及び整理は、可能な限り民間物流業者等の供給システムを活用できるように要請する。
- エ 市町村からの要請に基づき、トラック、ヘリコプター又は船舶等で輸送する。

第20節 感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画

1 感染症対策（環境部、保健医療介護部、保健所設置市、市町村）

(1) 実施責任者

- ア 市町村は、県の指示に従って感染症対策上必要な措置を行うものとする。
- イ 保健所設置市は、市町村の役割に加え、保健所設置市として県と相互に連携して感染症対策を行うものとする。
- ウ 県は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、この節において「法」という。）に基づいて感染症対策上必要な措置を行うものとする。
- エ 県及び市町村は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。

(2) 感染症対策実施の組織

市町村や保健所（保健所設置市の設置する保健所を含む。以下同じ。）は、災害発生時の感染症対策実施のため感染症対策班を編成するものとする。

ア 市町村感染症対策班の編成

市町村は、感染症対策実施のため、市町村感染症対策班を編成するものとする。

イ 疫学調査班の編成

保健所は疫学調査のため疫学調査班を編成するものとする。

(3) 感染症対策の命令又は指示

県及び保健所設置市は、災害発生時に保健所を通じて災害地の疫学調査を行うとともに、清潔の保持、消毒、ねずみや昆虫などの駆除、その他の感染症対策措置について実情に即した指導を行うものとする。特に、県においては、被害が甚大な市町村に対して職員を派遣してその実情を調査し、実施方法等を示して指導を行うものとする。特に、県においては、被害激甚な市町村に対しては職員を派遣してその実情を調査し、実施方法及び基準を示して指導にあたらせるものとする。

また、県は感染症対策上必要と認めたときは、当該市町村に対しその範囲及び期間等を定めて次に掲げる指示を発するものとする。指示を受けた市町村は速やかに指示事項を実施するものとする。

なお、県又は市町村の行うこれらの措置は、感染の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、実施する者の安全や周囲の住民の健康及び環境への影響に留意しつつ、行わなければならない。

ア 法第27条第2項及び第29条第2項の規定による消毒に関する命令又は指示

イ 法第28条第2項の規定によるねずみ族及び昆虫等の駆除に関する命令又は指示

ウ 法第31条第2項の規定による生活の用に供される水の供給に関する命令又は指示

エ 予防接種法第6条第1項の規定による臨時予防接種に関する指示

(4) 感染症対策の実施

ア 県の役割

(ア) 疫学調査

疫学調査班は、調査班の稼働能力を考慮し、緊急性に応じて計画的に実施する。実施に当たっては、地区組織の協力を得て的確な情報の把握に努め、集団避難所では衛生に関する自治組織をつくるよう指導するものとする。

(イ) 健康診断

疫学調査班は、疫学調査の結果、一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症への罹患を疑わしめる合理的な理由がある者（保護者を含む。）に対し、法第17条、第44条の9、第45条に基づく健康診断の勧告を行う。

(ウ) 臨時予防接種

県は、定期予防接種の対象感染症のうち、厚生労働大臣が定めるものについて感染症予防上必要があるときは、対象者の範囲及び期日又は期間を指定して予防接種法第6条の規定により臨時予防接種を実施するものとする。

(エ) 患者等に対する措置

県は、災害地に発生した一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定

感染症又は新感染症の患者等で入院の必要なものについて、法第19条、第26条、第44条の9又は第46条の規定により感染症指定医療機関等への入院を勧告し、勧告に従わない場合は入院させることができる。また、入院に当たっては、法第21条、第26条、第44条の9又は第47条の規定により当該入院に係る病院等に移送するものとする。

災害の状況によって指定医療機関に移送困難なときは、適當と定める病院又は診療所に移送するものとする。

(オ) 消毒並びにねずみ族及び昆虫等の駆除

県は、必要と認めた場合には、法に基づく消毒並びにねずみ族及び昆虫等の駆除について、当該職員に指示を行う。

イ 保健所設置市の役割

保健所設置市は、後述ウの市町村の役割に加えて以下の役割を担う（管轄区域内に限る）。

(ア) 疫学調査

疫学調査班は、調査班の稼動能力を考慮し、緊急度に応じて計画的に実施する。実施に当たっては、地区組織の協力を得て的確な情報の把握に努め、集団避難所では衛生に関する自治組織をつくるよう指導するものとする。

(イ) 健康診断

疫学調査班は、疫学調査の結果、一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症への罹患を疑わしめる合理的な理由がある者（保護者を含む。）に対し、法第64条に基づく健康診断の勧告を行う。

(ウ) 患者等に関する措置

一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症の患者等で入院の必要なものについて、法第64条の規定により感染症指定医療機関への入院を勧告し、勧告に従わない場合は入院させることができる。また、入院に当たっては、当該入院に係る病院等に移送するものとする。

ウ 市町村の役割

(ア) 清潔方法

市町村は、感染症の患者が発生し、又は感染症がまん延するおそれがある場合において、感染症予防のため必要があると認めるときは、当該土地又は建物の占有者（占有者がいる場合は管理者）に対し清潔を保つよう指導するものとする。

また、市町村は自ら管理する道路、溝渠、公園等の場所の清潔を保つものとする。

なお、津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうことから、防疫活動に万全を期すよう十分に留意する。

(イ) 消毒方法

消毒の方法は、同法施行規則第14条によるものとする。

(ウ) ねずみ族及び昆虫等の駆除

ねずみ族及び昆虫等の駆除の方法は、同法施行規則第15条によるものとする。

(エ) 生活の用に供される水の供給

法第31条第2項の規定による知事の指示に基づいて、市町村は速やかに生活の用に供される水の供給措置を開始するものとする。

(オ) 臨時予防接種

予防接種法第6条第1項の規定に基づく県の指示に基づく臨時予防接種は、対象者の範囲及びその時期又は期間を指定して実施するものとする。

ただし、集団生活する避難所において、患者若しくは感染が疑われる者が発見され、まん延のおそれがある場合には緊急の実施を検討するものとする。

(カ) 避難所の感染症対策措置

避難所を開設したときは、県及び保健所の指導のもとに避難所における感染症対策の徹底を期さなければならない。このため避難所の衛生管理においては、被災者自身による自治的な運営が行われる時期といったフェーズごとに役割分担を行い、避難者自身が避難所運営に貢献できる体制を整え、感染症対策に万全を期するものとする。

なお、感染症対策指導の重点事項はおおむね次のとおりとする。

- ① 疫学調査
- ② 清潔の保持及び消毒の実施
- ③ 集団給食
- ④ 飲料水の管理
- ⑤ 健康診断

2 保健衛生（保健医療介護部、市町村）

(1) 被災者の健康管理

県及び市町村は、以下により被災者の健康管理を行う。

ア 良好的な衛生状態の保持

被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。

イ 要配慮者への配慮

高齢者、障害者等要配慮者的心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

ウ 保健師等による健康管理

保健師等による巡回健康相談等を実施し、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導）を行う。

3 し尿の処理（環境部、市町村）

(1) 実施責任者

市町村は、被災地域におけるし尿の収集・処理の計画及び実施について、清掃班を組織し、対応するものとする。

ただし、被害が甚大なため当該市町村において実施できない有害化学物質等が漏出した場合等は、他市町村又は県の応援を求めて実施するものとする。

(2) し尿の収集

市町村は、所要の計画に基づいて清掃班によりし尿の収集を実施し、し尿の収集運搬戸数は1.8キロリットルバキューム車で1回約20世帯とする。

なお、収集されたし尿はあらかじめ指定する場所に運搬し処理するものとする。

(3) 仮設便所等のし尿処理

市町村は、避難者の生活に支障が生じることがないよう、避難所への仮設便所の設置をできる限り早期に完了する。

また、仮設便所の管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行うとともに、し尿の収集・処理を適切に行う。

(4) 清掃用薬剤の調達

市町村は、清掃用薬剤の調達の必要が生じたときは、適切に調達を実施するものとする。

4 食品衛生監視（保健医療介護部、保健所設置市）

(1) 実施責任者

県は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは食品衛生監視班を編成し、被災地における食品衛生監視活動を実施するものとする。

(2) 活動内容

食品衛生監視班は、以下の活動を行う。

ア 救護食品の監視指導及び試験検査

イ 飲料水の簡易検査

ウ その他食品に起因する危害発生の防止

5 犬等及び特定動物（危険動物）の保護・収容計画（環境部、保健医療介護部、市町村）

(1) 実施責任者

ア 犬及び負傷動物対策

県及び市町村は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、市町村飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有

者不明の負傷動物（犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行うものとする。

イ 特定動物（危険動物）対策

県は、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合には、特定動物（危険動物）対策班を設置し、情報収集や関係機関との連絡調整を行うものとする。

(2) 収容及び管理

ア 犬及び負傷動物対策

県は、市町村及び民間団体に対し、犬等の収容・保管のための場所又は施設の提供を求め、犬等を保護・収容したときは適正に管理するよう協力を求めるものとする。

イ 危険動物対策

県は、特定動物（危険動物）が逸走した場合には、その飼養者に対して、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき人の生命・身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう指導するものとする。所有者不明の場合には、市町村、警察及び民間団体に対し特定動物（危険動物）の捕獲、収容その他必要な措置について協力を求めるものとする。

(3) 保護・収容動物の公示

県は、保護・収容された動物の台帳を作成し、公示するものとする。

(4) 動物の処分

ア 県は、所有者不明犬等について、狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討するものとする。

イ 県は、危険な動物から人の生命・身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、当該特定動物（危険動物）の殺処分を検討するものとする。その実施については、警察、民間団体に対し必要な協力を求めるものとする。

6 ペットへの対応（環境部、市町村）

災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、県及び市町村は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。

(1) ペットの取扱い

ア 県、獣医師会及び動物関係団体は、相互に連携して、動物救援本部を設置する。動物救援本部では、負傷動物保護・治療、飼養困難な動物の一時保管、所有者不明動物の情報提供等を行う。

イ 市町村は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。

ウ 県は、ペットフードや飼育用の資機材を確保する。

(2) 避難所での取扱い

市町村は、ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置して避難者の生活場所とを区分する。

また、所有者責任による自己管理を徹底させる。

第21節 行方不明者の搜索、遺体処理及び埋葬計画

災害により行方不明になった者の搜索、遺体の処理及び埋葬については、市町村、警察機関、県及びその他の防災機関が、相互に緊密な連絡と迅速な措置によって行うものとする。

1 実施責任者

行方不明者の搜索、遺体の処理及び埋葬は、救助法が適用された場合は、県が実施する。

ただし、県が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村が行うこととすることができる。

また、救助法が適用されない場合で、市町村が必要と認めたときは、市町村が実施する。

2 行方不明者の搜索（市町村、警察本部、第十一管区海上保安本部、自衛隊）

市町村等は、関係機関の協力により搜索班を編成し、警察、第十一管区海上保安本部及び自衛隊の協力得て、行方不明者の搜索を実施するものとする。

3 遺体の取扱い（警察本部、保健医療介護部、市町村、第十一管区海上保安本部、県医師会、県歯科医師会）

(1) 遺体の収容・安置

ア 市町村は、遺体を収容、一時安置するための施設等を予め選定しておき、必要に応じ、遺体収容施設を設置する。

イ 発見された遺体は、市町村が所轄警察署等と協議して適切な収容施設に搬送する。

ウ 身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬が出来ない場合等においては、市町村が遺体を一時安置所に収容し、埋葬の処理をとるまで保管管理を行う。

(2) 遺体の調査、身元確認

ア 発見された遺体については、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等の関係法令に基づき、警察官又は海上保安官が遺体の調査等を行う。

イ 遺体の調査、身元確認等を、医師及び歯科医師等の協力を得て行う。

ウ 警察官又は海上保安官は、身元が明らかになった遺体を遺族に引き渡す。また、受取人がいない遺体又は身元不明の遺体は、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して、死亡地を管轄する市町村へ引き渡す。

(3) 遺体の処理

ア 遺体について、医師による死因、その他の医学的検査を実施する。

イ 調査及び医学的検査を終了した遺体について、遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

ウ 市町村は、早期の身元確認、遺族への遺体引き渡し及び遺体取扱いに伴う感染予防のための資機材を整備し、検視場所及び遺体安置所への配備に努めるものとする。

4 遺体の埋葬（市町村）

埋葬又は火葬は市町村長が実施する。納骨は遺族が行うが遺族のない者については、市町村が実施する。

5 広域火葬（保健医療介護部）

市町村で火葬が困難な場合は、県に広域火葬を要請する。

県は、火葬が可能な施設を把握し、火葬の受け入れ、火葬場までの遺体の搬送を調整する。

第22節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画

1 実施責任者

災害時における障害物の除去は、救助法が適用された場合は県が実施する。

ただし、県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。

また、救助法が適用されない場合で、市町村長が必要と認めたときは、市町村長が実施する。

2 障害物の除去（土木建築部、市町村、沖縄総合事務局、西日本高速道路（株））

(1) 住居又はその周辺に運ばれた障害物

市町村は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい障害を及ぼすものの除去を、救助法に基づき実施する。

ア 対象者

- (ア) 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること
- (イ) 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること
- (ウ) 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること

イ 除去の方法

市町村は、人夫あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。ただし、日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限る。

(2) 倒壊住宅

市町村は、解体後の処分場所までの運搬及び処理を行う。

(3) 道路関係障害物

道路管理者は、死体等の特殊なものを除き、道路上の障害物を除去する。特に、交通路の確保のため緊急輸送道路を優先的に行う。

(4) 河川・港湾関係障害物

河川管理者及び港湾管理者は、それぞれが管理する区域の障害物を除去する。

第十一管区海上保安本部は、海難船舶又は漂流物・沈没物等により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、所有者に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じることを命じ、又は勧告する。

3 災害廃棄物の処理（環境部、市町村）

(1) 災害廃棄物処理体制の確保

市町村は、災害発生時に排出される多量の廃棄物を速やかに処理するため、国が策定した「災害廃棄物対策指針（平成30年3月）」及び「沖縄県災害廃棄物処理計画（平成29年3月）」又はこれらを踏まえあらかじめ策定した災害廃棄物処理計画に基づき処理体制を速やかに確保する。

県は、廃棄物処理が市町村のみでは困難な場合、情報提供や技術的な助言等を行うとともに、国、市町村及び関係団体と調整し、広域処理体制を構築する。

(2) 仮置場、最終処分地の確保

被災市町村内でがれきの仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合、県は、県内の他市町村での仮置場及び最終処分地の確保について、環境省と連携して市町村を支援する。

(3) リサイクルの徹底

がれき処理に当たっては、適切な分別を行うことによって可能な限りリサイクルに努めることし、県においては、リサイクルの技術面の指導や対応可能な業者の選定等を環境省と連携して行う。

(4) 環境汚染の未然防止、住民・作業者の健康管理

障害物の除去に当たっては、有毒物質の漏洩やアスベストの飛散防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するものとする。県は、そのための技術面の指導、監視等を環境省その他関係機関と連携して行う。

第23節 住宅応急対策計画

1 実施責任者

県及び市町村は、応急仮設住宅の設置や被害住宅の応急修理の実施及び既存公営住宅の活用によって、被災住民の住居の確保を図るものとする。

応急的な住まいの確保は、既存住宅ストックの活用を重視して確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

2 応急仮設住宅の設置等（生活福祉部、土木建築部、市町村）

(1) 実施者

応急仮設住宅の設置は、救助法が適用された場合は、県が実施する。

また、救助法が適用されない場合で、市町村が必要と認めるときは、市町村が実施する。

(2) 対象者

応急仮設住宅の入居対象者は、住家が全壊（焼）又は流失し、居住する住家がないものであって、自らの資力では住宅を得ることができない者とする。

(3) 設置の方法

応急仮設住宅の建設は県が直接又は建築業者に請負わせる等の方法で行うものとし、必要がある場合は県において必要資材の調達を行うものとする。

なお、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。

(4) 要配慮者に配慮した仮設住宅

県及び市町村は、高齢者等要配慮者であって日常生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護仮設等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を、仮設住宅として設置できる。

(5) 入居者の選定

入居者の選定に当たっては、高齢者、障害者等の要配慮者の入居を優先するものとする。

(6) 賃貸住宅借り上げによる収容

県及び市町村は、応急仮設住宅の設置に代えて賃貸住宅の居室の借り上げを実施し、これらに収容することができる。

(7) 運営管理

応急仮設住宅は、入居者の状況に応じての適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。

3 住宅の応急修理（土木建築部、市町村）

(1) 実施者

住宅の応急修理は、救助法が適用された場合は、県（権限を委任した場合は市町村）が実施する。

救助法が適用されない場合で、市町村が修理の必要を認めるときは、市町村が実施する。

(2) 対象者

住宅の応急修理の対象者は、災害により住家が半壊（焼）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、かつ自己の資力では住家の応急修理を行うことができない者とする。

(3) 修理の方法

ア 住宅の応急修理は県（権限を委任した場合は市町村）が直接又は建築事業者に請負わせる等の方法で行うものとし、必要がある場合は県において必要資材の調達を行うものとする。

イ 応急修理は居室、炊事場及び便所等のような、生活上欠くことのできない最少限必要な部分を対象とする。

4 県営住宅の活用（土木建築部）

県は、指定管理者と連携を図り、県営住宅の空家状況の把握に努め、被災市町村に配分する。

また、県営住宅に入居を希望している被災者に対し入居資格の特例を認め、その居住の安定を図る。

5 住家の被災調査（企画部、市町村）

市町村は、災証明発行のために、住家の被災状況の調査を行い、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊、大規模半壊、半壊及び一部破損の区分で判定を行う。

県は、市町村の要請に基づき、全国から調査要員を確保し配置するなどの調整を行う。

6 被災者台帳の作成（生活福祉部、市町村）

市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成、活用し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置が漏れなく、効率的に実施されないように努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

県は、災害救助法に基づく被災者の救助を行った者について、被災者台帳を作成する市町村から情報提供の求めがあったときは、被災者台帳に関連する情報であって自らが保有するものを提供する。

第24節 二次災害の防止計画

1 実施責任者

建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定は、市町村が実施する。県は、市町村に判定士の派遣及び技術的な支援を行う。

2 被災建築物の応急危険度判定（土木建築部、市町村）

市町村は、地震により被災した建築物について、余震等による倒壊や部材の落下等の二次災害を防止し、使用者等の安全を確保するため、応急危険度判定を実施する。

危険度判定は、「応急危険度判定実施要綱」及び「実施マニュアル」により実施する。

県は、判定支援本部を設置し、市町村の要請に基づき応急危険度判定士の派遣及び資機材の提供等の支援を行う。

市町村は判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて建築物の応急危険度判定を実施し、判定結果を各建築物に表示する。

3 被災宅地の危険度判定（土木建築部、市町村）

市町村は、地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の拡大による二次災害を防止するため、被災宅地の危険度判定を実施する。

危険度判定は、「被災宅地危険度判定実施要領」により実施する。

県は、判定支援本部を設置し、市町村の要請に基づき、宅地判定士の派遣及び資機材の提供等の支援を行う。

市町村は判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて宅地の危険度判定を実施し、判定結果を表示する。

また、被害状況により被害の拡大が予想される場合は、応急対策や避難情報の発表等の必要な措置をとる。

4 降雨等による水害・土砂災害の防止（土木建築部、市町村）

県は、地震後の降雨等による水害や土砂災害発生に備え、二次災害防止施策を講じる。

特に、津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、二次災害の防止に十分留意する。

沖縄県内で震度5強以上が観測された場合又は通常基準より少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される場合、県と沖縄気象台は、必要に応じて大雨（土砂災害）警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準を引き下げて運用する。

また、国に対して緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）の派遣を要請し、被災状況の迅速な把握、湛水排除など被害の発生及び拡大の防止及び被災地の早期復旧その他災害応急対策に協力を得る。

市町村は、災害の発生に備え避難対策を実施する。

5 高潮、波浪等の対策（土木建築部、市町村）

県及び国は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて応急工事及び市町村と連携した警戒避難体制等の応急対策を行う。

市町村は、災害の発生に備え避難対策を実施する。

第25節 教育対策計画

1 実施責任者

災害時の教育に関する応急対策の実施者は、以下のとおりとする。

(1) 市町村の役割

ア 市町村立小中学校その他の文教施設の災害復旧は市町村が行う。

イ 市町村立小中学校児童生徒に対する応急教育は市町村教育委員会が行う。

なお、救助法が適用されたとき、又は当該市町村で実施することが困難な場合は、県又は県教育委員会は、関係機関の協力を求め適切な措置を実施するものとする。

ウ 救助法による教科書、教材及び学用品支給については、県の補助機関として市町村長が行う。

(2) 県の役割

ア 県立学校その他の文教施設の災害応急復旧は、県教育委員会が行うものとする。

イ 県立学校の児童生徒に対する応急教育は、県教育委員会が行うものとする。

(3) 私立学校

私立学校等の文教施設の災害応急復旧及び児童生徒の応急教育は、学校設置者が行うものとする。

2 応急教育対策（教育委員会、市町村）

災害時における応急教育はおおむね以下の要領によるものとする。

(1) 小中学校

ア 学校施設の確保

災害の規模及び被害の程度により、以下の施設を利用するものとする。

(ア) 校舎の一部が使用できない場合は特別教室、屋内体育施設等を利用する。不足するときは、二部授業等の方法により実施する。

(イ) 校舎の全部又は大部分が使用できない場合は、公民館等の公共的施設を利用し、又は、隣接学校の校舎等を利用する。

(ウ) 特定の地区が全体的に被害を受けた場合は、避難先の最寄りの学校又は被害をまぬがれた公民館等の公共的施設等を利用する。

なお、利用すべき施設等がないときは応急仮校舎の建設をする。

(エ) 市町村教育委員会は、応急教育に当って当該市町村内に適当な施設がない場合は、県教育事務所を通じて県教育委員会に対して施設の提供につき要請を行うものとする。

県教育委員会は上記の要請があった場合は、適切な措置をとるものとする。

イ 教育職員の確保

県教育委員会は、県教育事務所及び市町村教育委員会と連携し、応急教育実施のため支障をきたすことのないよう適切な教育を行い、教育上の混乱をまねかないよう教育職員の確保に努めるものとする。

ウ 教科書、教材及び学用品の支給方法

(ア) 被災児童生徒及び教科書の被害状況の調査報告

市町村は被災した児童生徒及び災害によって滅失した教科書及び教材の状況を別に定めることにより県教育委員会に報告するものとする。

県教育委員会は、市町村からの報告に基づき必要に応じて、現品入手の手続きを行うものとする。

(イ) 支給

① 救助法適用世帯の小学生及び中学生に対する支給

給与の対象となる児童生徒の数は、被災者名簿について当該学校における在籍の確認を行い、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握し、教科書にあっては、学年別、発行所別に調査集計し、調達配分する。

文房具、通学用品にあっては、前期給与対象人員に基づいた学用品購入（配分）計画表により購入配分する。

② 救助法適用世帯以外の児童生徒に対しては、市町村又は本人の負担とする。

エ 被災児童生徒の転校及び編入

被災児童生徒の転校及び編入については、教育長が別に定める。

(2) 県立学校

ア 学校施設の確保

授業実施のための校舎等の施設の確保は、(1)に準ずるものとする。

ただし、他の施設利用のための応援要請等の手続等は、以下によるものとする。

(ア) 応援の要請

各学校長は、管理外の施設を利用しようとする場合は、県教育委員会に対して、その旨を要請するものとする。

(イ) 応援の指示等

要請を受けた県教育委員会は、隣接の適当な県立の学校等に対して、施設を利用させるよう指示するものとする。

なお、当該地域に適当な県立学校等の施設がないときは、その地域の適当な公共施設等の利用について、当該施設の管理者に協力を要請するものとする。

イ 教育職員の確保

災害に伴い教職員に欠損が生じたときは、学校長は、県教育委員会に対して教職員派遣の要請をする。要請を受けた県教育委員会は、ただちに教職員を派遣する。

ウ 応急教育

災害に伴う被害程度によって授業ができないときは休校とする。

ただし、正規の授業が困難であっても、できるだけ速やかに応急教育の実施に努めるものとする。

応急教育の実施に当たっては、以下の点に留意して行なうものとする。

(ア) 生徒の教科書等の滅失状況等

(イ) 災害に伴う交通機関の状況あるいは、学校外の施設利用の際ににおける通学の関係等

エ 教科書及びその他の学用品の支給等

災害により教科書等が滅失したものに対し、当該地域でその入手が困難なときは、その学校において取りまとめて調達の支援をするものとする。

ただし、特別支援学校（高等部を除く）にあっては、(1)のウに定める方法により調達配給するものとする。

オ 授業料等の減免措置

生徒の保護者等が被災した場合は、その被災の程度に応じて沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例等の規定に基づき、授業料等の減免等の措置をとる。

(3) 私立学校

私立学校の災害時における応急教育について、学校設置者が計画を策定し、その実施に当たるものとする。

私立学校設置者は、自ら応急の教育を行うことが困難な場合は、他の私立学校設置者、市町村教育委員会又は県教育委員会に対し、教育施設及び教職員の確保等、教育に必要な応援を要請する。

3 学校給食対策（教育委員会、市町村）

市町村教育委員会及び県立学校長は、応急給食について県教育委員会、県学校給食会及び保健所と協議の上、実施するものとする。

4 社会教育施設等の対策（教育委員会、市町村）

社会教育施設等の施設は災害応急対策のために利用される場合が多いことから、管理者は被害状況の把握に努めるとともに、被災した施設等の応急修理等を速やかに実施するものとする。

5 罹災児童・生徒の保健管理（教育委員会、市町村）

県及び市町村は、罹災児童・生徒の心の相談を行うため、カウンセリング体制の確立を図る。

6 文化財の保護（教育委員会、市町村）

文化財の所有者等は、文化財に被害が発生した場合に、被害状況を速やかに調査し、その結果を報告する。

(1) 市町村指定の文化財は、市町村教育委員会に報告する。

(2) 県指定の文化財は、県教育委員会に報告する。国指定の文化財は、県教育委員会に報告し、県から文化庁へ報告する。

県教育委員会は、被災文化財について、県文化財保護審議会委員等の専門家の意見を参考にして文化財としての価値を維持するよう、被災文化財個々についての対策を所有者等に指示し指導するものとする。

第26節 危険物等災害応急対策計画

1 石油類（警察本部、市町村、消防機関、第十一管区海上保安本部）

(1) 危険物施設の責任者の役割

消防法で定める危険物の製造所等の施設が危険な状態となった場合、施設の責任者は、以下の応急措置を行うとともに、消防機関等の関係機関に通報するものとする。

ア 危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。

イ タンク破壊等による漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。

ウ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

(2) 市町村の役割

市町村は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示及び広報活動等を実施するものとする。

(3) 県警察の役割

県警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

(4) 第十一管区海上保安本部等は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行うものとする。

(5) 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく特別防災区域に係る事項については同法第31条により「沖縄県石油コンビナート等防災計画」に別途定めるものとする。

2 高圧ガス類（商工労働部、警察本部、市町村、消防機関、第十一管区海上保安本部）

(1) 高圧ガス保管施設責任者の役割

高圧ガス保管施設責任者は、高圧ガス保管施設が危険な状態となった場合、以下の応急措置をとるとともに、消防機関等関係機関に通報するものとする。

ア 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。

イ 高圧ガス保管施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外の者を退避させる。

ウ 充填容器等を安全な場所に移す。

(2) 市町村の役割

市町村は、保管施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等を実施するものとする。

(3) 県の役割

県は、以下の保安措置を行う。

ア 高圧ガス保管施設全部又は一部の使用の停止を命ずる。

イ 高圧ガスの製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。

ウ 高圧ガス又はこれを充填した容器の廃棄又は所在場所の変更を命ずる。

(4) 県警察

県警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

(5) 第十一管区海上保安本部等は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行うものとする。

3 火薬類（商工労働部、警察本部、市町村、消防機関、第十一管区海上保安本部）

(1) 火薬類保管施設責任者の役割

火薬類保管施設責任者は、火薬類が危険な状態となった場合は、以下の応急措置をとるとともに、消防機関等の関係機関に通報するものとする。

ア 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。

- イ 時間的余裕のある場合において、貯蔵火薬類を他地域に搬送する。
- ウ 搬送経路が危険であるか、又は搬送する時間的余裕のない場合においては、火薬類を水中に沈める等の措置を講ずる。

(2) 市町村の役割

市町村は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示等を実施するものとする。

(3) 県

県は、次の保安措置を実施する。

ア 火薬類保管施設管理者及び消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部又は一部の使用の一時停止を命ずる。

イ 火薬類保管施設管理者及び消費者、その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。

ウ 火薬類の消費者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずる。

(4) 県警察の役割

県警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

(5) 第十一管区海上保安本部等は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行うものとする。

4 毒物劇物（保健医療介護部、警察本部、市町村、消防機関、第十一管区海上保安本部）

(1) 毒物劇物保管施設責任者の役割

毒物劇物保管施設責任者は、毒物保管施設等が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散し、漏れ、流出し、染み出し、又は地下に浸透して保健衛生上の危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、以下の応急措置をとるとともに、保健所、消防機関、警察等の関係機関に通報するものとする。

ア タンク破壊等による漏洩した毒物・劇物が流出、飛散しないよう防止措置をとる。

イ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

(2) 市町村の役割

市町村は、施設の責任者と密接な連絡を図り、施設の延焼防止のための消防活動、負傷者等の救出、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等を実施するものとする。

(3) 県の役割

県は、施設等の責任者に対し、危害防止のための応急措置を講ずるよう指示するほか、毒性、劇性の危険区域を指定して警察、消防等関係機関と協力し、交通遮断、緊急避難、除毒方法の実施、広報活動等を実施するものとする。

(4) 県警察の役割

県警察は、施設の責任者その他関係機関と連携して負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

(5) 第十一管区海上保安本部等は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行うものとする。

以上の危険物等災害時の通報連絡系統を、巻末図－5に示す。

第27節 在港船舶対策計画

第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局、県警察本部、市町村及び各漁業協同組合は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、港内在泊船の万全を期するため、相互に連携し、以下の措置を講ずるものとする。

1 船舶の被害防止対策

災害が発生するおそれがある場合は、関係機関が無線連絡等又は船艇の巡回伝達等により在港船舶及び沿岸航行中の船舶に通報し、災害情報の周知徹底を図るほか、以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 港内停泊船は、安全な海域に移動させる。
- (2) 岸壁けい留船舶は離岸して安全な海域に移動させるか、離岸できないときはけい留方法について指導する。
- (3) 荷役中の船舶は、速やかに荷役終了又は中止させる。
- (4) 航行中の船舶は、早目に安全な海域に避難するよう勧告する。
- (5) 災害により港内又は港の境内付近に船舶交通を阻害するおそれのある漂流物、沈没物、その他の物体を生じたときは、その物体の所有者等にその物件の除去等について指導する。

2 津波避難

津波に対する船舶等の避難は、「第8節 避難計画」による。

第28節 労務供給計画

1 実施責任者

災害応急対策を実施するために必要な労務者の確保は、それぞれ応急対策実施機関において行うものとする。ただし実施機関において必要な労務者の確保が困難な場合は、当該実施機関の要請により公共職業安定所において供給の支援を行うものとする。

2 労務者の供給の方法（市町村）

労務者を必要とする応急対策実施機関は、必要とする作業内容、労務の種別、就労時間所要人員及び集合場所を明示して、公共職業安定所長に要請するものとする。

3 救助法による賃金職員等の雇上げ（市町村）

市町村が実施する、救助法に基づく救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げは、以下によるものとする。

(1) 雇上げの範囲

救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げの範囲は以下のとおりとする。

ア 被災者の避難誘導賃金職員等

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるための誘導賃金職員等を必要とするとき。

イ 医療及び助産における移送賃金職員等

(ア) 医療班では処理できない重症患者又は医療班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者があり、病院、診療所に運ぶための賃金職員等を必要とするとき。

(イ) 医療班によって医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動にともなう賃金職員等を必要とするとき。

(ウ) 傷病疾病がまだ治癒せず、しかも重症ではあるが、今後は自宅療養することになった患者を輸送するための賃金職員等を必要とするとき。

ウ 被災者の救出賃金職員等

被災者の救出及びその救出に要する機械器具、その他の資材の操作又は後始末をするための賃金職員等を必要とするとき。

エ 飲料水の供給賃金職員等

飲料水を供給するための機械器具の運搬、操作等に要する賃金職員、飲料水を浄化するための医薬品等の配布に要する賃金職員及び飲料水を供給するために必要とする賃金職員等を必要とするとき。

オ 救済用物資の整理、輸送及び配分賃金職員等

以下の物資の整理輸送及び配分に要する賃金職員等を必要とするとき。

(ア) 被服、寝具、その他の生活必需品

(イ) 学用品

(ウ) 炊き出し用の食料品、調味料、燃料

(エ) 医薬品、衛生材料

カ 死体搜索賃金職員等

死体の搜索に必要な機械器具、その他の資材の操作及び後始末に要する賃金職員等を必要とするとき。

キ 死体の処理（埋葬を除く）賃金職員等

死体の洗浄、消毒等の処理をする賃金職員等及び仮安置所まで輸送するための賃金職員等を必要とするとき。

(2) 賃金職員等雇上げの特例

ア 上記のほか、埋葬、焼き出しその他救助作業の賃金職員等を雇い上げる必要がある場合、市町村は、次の申請事項を明記して県に申請するものとする。

(ア) 賃金職員等の雇上げをする目的又は救助種目

(イ) 賃金職員等の所要人員

(ウ) 雇上げを要する期間

(イ) 賃金職員等雇上げの理由

イ 県は市町村から要請を受け、その必要を認めたときは、厚生労働省にその旨を申請し、承認を得て実施するものとする。

(3) 雇上げの費用及び期間

ア 費用

雇上げ労務に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、労務者を使用した地域における通常の実費程度を支給するものとする。

イ 雇上げの期間

労務者雇上げの期間は災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、救助法に基づく賃金職員等の雇上げの期間はそれぞれ救助の実施が認められている期間とする。

4 従事命令、協力命令（市町村）

(1) 災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は次の要領によって、従事命令、協力命令を発するものとする。

〔従事命令等の種類と執行者〕

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条1項	市町村長
		〃 第65条2項	警察官、海上保安官
		〃 第65条3項	自衛官（市町村長の職権を行う者がその場にいない場合）
		警察官職務執行法第4条	警察官
		自衛隊法第94条	自衛官（警察官がその場にいない場合）
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第7条第1項	知事
	協力命令	〃 第8条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令	災害対策基本法第71条1項	知事 市町村長（委任を受けた場合）
	協力命令	〃 第71条2項	
消防作業	従事命令	消防法第29条5項	消防吏員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者水防団長 消防機関の長

〔命令対象者〕

命令区分（作業対象）	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令（災害応急対策並びに救助作業）	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 土木、左官、とび職 5 土木業者、建築業者及びこれらの従業者 6 地方鉄道業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従業者 8 自動車運送業者及びその従事者 9 船舶運送業者及びその従業者 10 港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令（災害応急対策並びに救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官の従事命令（災害応急対策全般）	市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害緊急対策全般）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

命令区分（作業対象）	対象者
消防法による消防吏員消防団員の従事命令（消防作業）	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令（水防作業）	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

(2) 損失に対する補償

県又は市町村は、従事命令等による処分によって通常生ずべき損失に対して補償を行うものとする。(基本法第82条第1項)

(3) 実費の弁償

県は従事命令によって応急措置の業務に従事した者に対しては、基本法施行令第35条の規定に基づく基準に従ってその実費を弁償するものとする。(基本法第82条第2項)

また、救助法に基づく従事命令によって応急措置の業務に従事した者に対しては、同法施行令第11条の規定に基づき別に定めるところにより実費を弁償するものとする。(救助法第24条第5項)

(4) 傷害等に対する補償

ア 県の役割

県は、従事命令又は協力命令によって応急措置の業務に従事し又は協力した者がそのため死亡し負傷し若しくは疾病となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。(基本法第84条第2項)

イ 市町村の役割

市町村は、従事命令（警察官又は海上保安官が基本法の規定により市町村長の職権を行った場合も含む）により、当該事務に従事した者が死亡し、負傷し、又は疾病となったときは、当該市町村は基本法施行令第36条に規定する基準に従い条例で定めるところにより、その者の遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。(基本法第84条第1項)

(従事命令、協力命令)

従事第号	公用令書	住所 氏名	印
災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり従事を命ぜる。			
年月日	処分権者 氏名		
従事すべき業務			
従事すべき場所			
従事すべき期間			
出頭すべき日時			
出頭すべき場所			

備考 用紙は日本工業規格A5とする。

(保 管 命 令)

保管第	号	公	用	令	書
住 所 氏 名					
災害対策基本法 第71条の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。 第78条第1項					
年	月	日	処分権者	氏名	印
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考	

備考 用紙は日本工業規格A5とする。

(管理、使用、收用)

管理第	号	公	用	令	書
住 所 名 氏 名					
災害対策基本法 第71条 第78条第1項 の規定に基づき、次のとおり 管理 を使用する。 収用					
年	月	日	処分権者 氏名		
名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

(変更)

変更第号	公用変更令書	
	住所	氏名
第71条 災害対策基本法の規定に基づく公用令書(年月日第号)に 第78条第1項 係る処分を次のとおり変更したので、災害対策基本法施行令第34条第1項の規定により、 これを交付する。		
年月日		
処分権者 氏名		印
変更した処分の内容		

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

(取消)

取消第号	公用取消令書	
	住所	氏名
第71条 災害対策基本法の規定に基づく公用令書(年月日第号)に 第78条第1項 係る処分を取り消したので、災害対策基本法施行令第34条第1項の規定によりこれを交付する。		
年月日		
処分権者 氏名		印

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

第29節 民間団体の活用計画

1 実施責任者（企画部、市町村）

- (1) 民間団体の活用は、市町村が当該市町村の民間団体の協力を求めて行うものとする。
なお、当該市町村で処理できない場合は、隣接市町村に協力を求めて行うものとする。
- (2) 大規模な被害又は広範囲にわたる災害が発生した場合、若しくは被災市町村において処理できない場合においては、当該市町村から民間団体の活用の要請があったときに、県が行うものとする。

2 組織及び活動内容

(1) 組織

民間団体の組織としては、青年団体及び女性団体その他の団体とする。

(2) 活動内容

活動内容は被害の程度によって異なるが、おおむね以下のとおりとし、各自の体力、経験等に応じて可能な活動に当たるものとする。

ア 被災者の救出、又は災害応急復旧等の作業の応援

イ 災害後の炊き出しの応援

第30節 ボランティア受入計画

1 ボランティアの募集（生活福祉部、市町村）

県及び県社会福祉協議会に設置される沖縄県災害ボランティアセンターは、被災地におけるボランティアの円滑な活動が図られるよう市町村災害ボランティアセンターと連携協力を行う。

また、市町村災害ボランティアセンターは、ボランティア受付の総合窓口を設置とともに、被災地におけるボランティアニーズを把握し、ボランティア募集に係る広報に努める。

2 ボランティアの受入れ（生活福祉部、市町村）

市町村災害ボランティアセンターは、沖縄県災害ボランティアセンター、市町村、社会福祉協議会、日本赤十字社及び地域のボランティア団体等と連携し、ボランティアの円滑な活動が図られるよう受入体制を整備する。

さらに、ボランティアの受入れに際しては、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に生かされるように配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

ボランティアの受入事務（受付、活動調整、現地誘導等）には、地域のボランティアや住民組織からの人員の派遣等により実施する。

3 ボランティアの活動内容

ボランティアに参加・協力を求める活動内容は、以下のとおりとする。

(1) 専門ボランティア

- ア 医療救護（医師、看護師、助産師等）
- イ 無線による情報の収集・伝達（アマチュア無線通信技術者）
- ウ 外国人との会話（通訳及び外国人との会話能力を有する者）
- エ 住宅の応急危険度判定（建築士）
- オ その他災害救助活動において専門技能を要する業務

(2) 一般ボランティア

- ア 炊き出し
- イ 清掃
- ウ 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- エ 被災地外からの応援者に対する地理案内
- オ 軽易な事務補助
- カ 危険を伴わない軽易な作業
- キ 避難所における各種支援活動
- ク その他災害救助活動において専門技能を要しない軽易な業務
- ケ 災害ボランティアセンターの運営に関する支援
- コ その他必要なボランティア活動

4 ボランティアの活動支援（生活福祉部、市町村）

県、市町村及び社会福祉協議会等は、ボランティアの活動支援として、以下の対策について実施する。

(1) 活動場所の提供（県、市町村）

- ア 沖縄県社会福祉協議会が設置する沖縄県災害ボランティアセンターの役割【沖縄県社会福祉協議会（県総合福祉センター）、県庁舎】
 - (ア) ボランティアの活動方針の検討
 - (イ) 全体の活動状況の把握
 - (ウ) ボランティアニーズの全体的把握
 - (エ) ボランティアコーディネーターの派遣調整
 - (オ) 各組織間の調整。特に行政との連絡調整
 - (カ) ボランティア活動支援金の募集、配分
 - (キ) 市町村災害ボランティアセンターの立ち上げ及び継続的活動支援

イ 市町村災害ボランティアセンターの役割【市町村社会福祉協議会、市町村庁舎等】

- (ア) 避難所等のボランティア活動の統括
 - (イ) 一般ボランティアの受付、登録（登録者は本部へ連絡）
 - (ウ) 一般ボランティアのオリエンテーション（ボランティアの心得、活動マニュアル）
 - (エ) ボランティアの紹介
 - (オ) ボランティニアーズの把握とコーディネーション
 - (カ) ボランティアの活動記録の分析と次の活動への反映

(2) 設備機器の提供

県及び市町村は、可能なかぎり、電話、ファックス、携帯電話、パソコン、コピー機、事務用品、自動車、自転車、活動資機材等を提供する。

(3) 情報の提供（県、市町村）

県及び市町村は、行政によって一元化された適切な情報をボランティア組織に提供することによって情報の共有化を図る。なお、提供するに当たっては、ボランティア組織自身が必要とする情報だけでなく、住民に対する震災関連情報、生活情報も同時に提供する。

(4) ボランティア保険

市町村は、ボランティア保険の加入に際して金銭面の支援に努める。

(5) ボランティアに対する支援物資の募集

県及び市町村は、ボランティアが必要としている物資を、報道機関を通じて広報することによって、ボランティア活動に対する金銭面や物的面の負担を軽減する。

第31節 公共土木施設応急対策計画

1 実施責任者

災害時における道路及び港湾漁港施設の応急対策は、沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等とそれぞれの施設の管理者が連携・調整の上、行うものとする。

2 施設の防護（土木建築部、農林水産部、市町村、沖縄総合事務局、西日本高速道路（株））

（1）道路施設

ア 国道（指定区間）

国道（指定区間）の管理者である沖縄総合事務局開発建設部は、管理する国道についてパトロール等により早急に被害状況を把握し、災害対策本部と共有を図り、道路災害の未然防止又は優先啓開ルートの適切な応急措置を行うものとする。

イ 国道（指定区間外）及び県道

国道（指定区間外）及び県道の管理者である県における措置は、以下のとおりとする。

（ア）各土木事務所は常に所管の道路の破損、決壊、橋梁流失その他交通に支障を及ぼすおそれのある箇所について検討を加え、災害時に迅速適切な措置がとれるように努めるものとする。

（イ）所管する道路についてパトロール等により早急に被害状況を把握し、災害対策本部と共有を図り、道路災害の未然防止又は優先啓開ルートの適切な応急措置を行うものとする。

（ウ）土木事務所長の災害に関する報告は、「第4節 災害状況等の収集・伝達計画」に定めるところによるものとする。

ウ 市町村道

市町村道の管理者である市町村における措置は、以下のとおりとする。

（ア）市町村長は管理に属する道路に被害が発生した場合は、直ちに次の事項を県道路管理課及び所管土木事務所長に報告するものとする。

- ・被害の発生した日時及び場所
- ・被害の内容及び程度
- ・迂回道路の有無

（イ）市町村長は、自動車の運転者が、地区の住民等が決壊崩土、橋梁流失等の災害を発見した際に直ちに市町村長に報告するよう、常時指導・啓発しておくものとする。

（2）港湾・漁港施設

ア 県の役割

（ア）土木事務所等は、常に所管の防波堤、護岸、岸壁等の破壊その他船舶、貯木場、民家に支障を及ぼすおそれのある箇所については検討を加え、災害時に沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等と調整を図り、迅速、適切な措置がとれるよう努めるものとする。

（イ）災害発生のおそれがある場合は、所管の岸壁、護岸の状況を把握するため所員を地区別に手分けして、沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等と調整を図り、被害情報の収集、護岸、岸壁被害の未然防止又は適切な応急措置を行うものとする。

イ 市町村における措置

市町村長は、管理に属する護岸、岸壁等に被害が発生した場合は、沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等と調整を図り、速やかに以下の事項を所管の土木事務所長等に報告するものとする。

- （ア）被害の発生した日時及び場所
（イ）被害内容及び程度
（ウ）泊地内での沈没船舶の有無

3 応急措置（土木建築部、農林水産部、市町村、沖縄総合事務局、西日本高速道路（株））

（1）道路施設

道路管理者は、災害が発生した場合に全力をあげて復旧に努めるとともに、迂回道路等の有無を十分調査し、迂回道路のある場合は直ちにこれをを利用して交通を確保するものとする。

(2) 港湾・漁港施設

港湾・漁港管理者は災害が発生した場合は全力をあげて応急復旧に努めるとともに、再度災害を防止するため十分な応急措置を行い、背後の民家を防護するものとする。

4 応急工事（土木建築部、農林水産部、市町村、沖縄総合事務局、西日本高速道路(株)）

(1) 応急工事の体制

ア 要員及び資材の確保

応急工事の実施責任者は、災害時における応急工事を迅速に実施するため、以下の措置を講じておくものとする。

(ア) 応急工事の施行に必要な技術者、技能者の現況把握及び緊急時における動員方法

(イ) 地元建設業者の現地把握及び緊急時における調達の方法

イ 応援又は派遣の要請

応急工事の実施責任者は、被害激甚のため応急工事が困難な場合、又は大規模な対策を必要とする場合は、他の地方公共団体に対し応援を求めて、応急工事の緊急実施を図るものとする。

(2) 応急工事の実施

応急工事の実施責任者は、以下により災害時における応急工事の迅速な実施を図るものとする。

ア 道路施設

(ア) 応急工事

被害の状況に応じておおむね次の仮工事により応急の交通確保を図るものとする。

- ・障害物の除去
- ・路面及び橋梁段差の修正
- ・排土作業又は盛土作業
- ・仮舗装作業
- ・仮道、さん道、仮橋等の設備

(イ) 応急工事の順位

被害が激甚な場合は、救助活動及び災害応急措置を実施するために必要な道路から重点的に実施するものとする。

イ 港湾・漁港施設

(ア) 背後地に対する防護

津波による防波堤の破壊のおそれがある場合は、補強工作を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止め工事、拡大防止応急工事を施行するものとする。

(イ) 航路、泊地の防護

河川から土砂流入及び波浪による漂砂によって航路、泊地が被害を受け、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行うものとする。

(ウ) けい留施設

岸壁、物揚場等の破壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止するものとする。

第32節 ライフライン等施設応急対策計画

ライフライン等の復旧に当たっては、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路とライフライン施設等の連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

第1款 電力施設応急対策（沖縄電力（株））

県地域における災害時の電力供給のための応急対策は、次によるものとする。

1 実施方針

沖縄電力（株）における応急対策は、同社が定める「沖縄電力株式会社防災業務計画」により実施するものとする。

2 関係機関との協力体制

被災地に対する電力供給を確保するため、沖縄電力（株）は、沖縄県があらかじめリスト化する重要施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、県災害対策本部（総括情報班）と協議して措置するものとする。

第2款 ガス施設応急対策（沖縄ガス（株））

県内における災害時のガスの供給のための応急対策は、次によるものとする。

1 実施方針

沖縄ガス（株）における応急対策は、同社が定める防災計画により実施するものとする。

2 関係機関の協力体制

被害地に対するガス供給を確保するための応急対策をとる場合、ガス供給事業体は、警察、消防をはじめ関係機関に十分連絡の上、これら諸機関の協力を求めるとともに、必要に応じて県災害対策本部等と協議して措置するものとする。

なお、漏洩事故における対策には、以下の事項に重点をおいて処置するものとする。

- (1) 警察、消防機関等への通報
- (2) ガス漏れ応急処置
- (3) 火災及び消防警戒区域の設定に対する協力
- (4) 地域住民の避難、救出

第3款 液化石油ガス施設応急対策（液化石油ガス販売事業所）

液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という）は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、（一社）沖縄県高圧ガス保安協会長、消防機関及び警察に通報するとともに、応急措置を行う。

第4款 上水道施設応急対策（保健医療介護部、企業局、市町村）

1 上水道の応急対策

水道事業者は、上水道施設の復旧に当たっては、給水区域の早期拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ少なくするとともに、復旧優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進めるものとする。

また、被災者に対しては、給水車、備蓄飲料水、簡易浄水装置及び雑用水源等の活用など速やかに緊急給水を実施する。

2 広域支援の要請

県は、水道事業者等による相互の支援の状況を踏まえつつ、県内の水道事業者等及び関係団体に対して、広域的な支援の要請をするとともに、これらの者による支援活動に係る調整を行う。その際、簡易水道等の小規模水道事業の応急復旧に対する支援に配慮する。

また、水道事業者等は、外部からの支援者の円滑な活動を確保するため、水道施設及び道路の図面の配布、携帯電話等の連絡手段の確保状況の確認などを行う。

第5款 下水道施設応急対策（土木建築部、市町村）

下水道施設に被害が発生した場合、市町村は県と連携し、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順序については処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠樹及び取付管等の復旧を行う。

第6款 電気通信設備応急対策（電気通信事業者）

電気通信関係機関は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

県地域における災害時の電気通信確保のための応急対策について、各社の定める防災業務計画に基づき実施する。

第33節 交通機関応急対策計画

1 モノレール

沖縄都市モノレール(株)は、地震が発生した場合、あらかじめ定められた防災マニュアル等に基づき、旅客の安全を確保し安全な避難場所に避難誘導を行う。

特に、大津波警報又は津波警報が発表されている場合は、那覇市との「大津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書」に基づく駅上での待機又は最寄りの高台・避難ビルへの誘導など、適切に判断する。

また、被害が発生したときは、速やかに応急復旧を行う。

2 バス・タクシー

バス・タクシー事業者は、地震が発生した場合、あらかじめ定められた防災マニュアル等に基づき、旅客の安全を確保し安全な避難場所に避難誘導を行う。

特に、大津波警報又は津波警報が発表されている場合は、速やかに安全な高台や避難ビルに旅客を誘導する。

3 フェリー等

旅客を扱う事業者及び港湾・漁港管理者は、地震が発生した場合、あらかじめ定められた防災マニュアル等に基づき、フェリーターミナル等の旅客の安全を確保し安全な避難場所に避難誘導を行う。

特に、大津波警報又は津波警報が発表されている場合は、速やかに安全な高台や避難ビルに旅客を誘導する。

4 空港

空港施設の管理・運営管理者及び航空会社は、地震が発生した場合、あらかじめ定められた防災マニュアル等に基づき、空港ターミナル等の旅客の安全を確保し安全な避難場所に避難誘導を行う。

特に、大津波警報又は津波警報が発表されている場合は、津波到達予想時刻や予想される津波の高さ等から空港ビル内での待機又は最寄りの高台・避難ビルへの誘導などを適切に判断する。

また、応急対策における傷病者や救援物資等の緊急輸送に重要な役割を果たすため、可能な限り機能の早期回復措置を講ずる。

第34節 農林水産物応急対策計画

1 農林水産物の対策（農林水産部）

県は、災害の発生により農林水産物に甚大な被害を受けたときは、ただちに対策を樹立し、報道機関を通じて周知徹底を図るとともに、県出先機関及び市町村を通じて事後対策について指導を行うものとする。

2 農産物応急対策（農林水産部、市町村）

(1) 種苗対策

- ア 災害により農作物のまきかえ及び植え替えを必要とする場合は、被災市町村は関係の農業協同組合各支店に必要種苗の確保を要請するとともに、県に報告するものとする。
- イ 市町村長の要請を受けた農業協同組合各支店は、直ちに要請を取りまとめ管内で確保できないものについては、上部機関の沖縄県農業協同組合等に種苗の購買を発注して必要量を確保するものとする。
- ウ 県は、連合会等から種苗のあっせん依頼の要請があった場合、国並びに中央取扱機関等に要請して種苗の確保を図るものとする。

(2) 病害虫防除対策

ア 緊急防除対策

災害により病害虫が異常発生し、又は発生が予想され緊急に防除を必要とする場合、県は県病害虫防除協議会に諮り、病害虫緊急防除対策を樹立し、市町村長に対し具体的な防除を指示するものとする。

イ 緊急防除指導班の編成

県は、特に必要と認めたときは緊急防除指導班を編成し、現地指導の徹底を図るものとする。

3 家畜応急対策（農林水産部、市町村）

(1) 家畜の管理

地震後の降雨等により、浸水、がけ崩れ等の災害が予想されるとき、又は発生したときは、飼育者において家畜を安全な場所に避難させるものとし、この場合の避難場所の選定、避難の方法について必要があるときは、市町村においてあらかじめ計画しておくものとする。

(2) 家畜の疾病対策

家畜疾病の発生を予防するため、災害地域の農場に対して、県は市町村等の協力を得て、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準等の遵守を指導するものとする。

診断の必要な家畜は、市町村長の要請により家畜診療所獣医師等を災害地域へ派遣するものとする。

県は、獣医師の確保が必要な場合は、獣医師会に協力を要請するものとする。

災害による死亡家畜については、家畜の飼養者に対して市町村に届出を行わせるとともに、関係法令に基づき埋却又は焼却等の処理を適切に行うものとする。

(3) 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となったときは、市町村の要請に基づき、県は政府保有の麦類、ふすまの放出を要請するほか、流通粗飼料については沖縄県農業協同組合に対し必要数量の確保を要請し、供給についてあっせんを行うものとする。

4 水産物応急対策（農林水産部、市町村）

(1) 水産養殖用の種苗並びに飼料等の確保

災害によって水産養殖種苗あるいは飼料等の供給、補給の必要を生じた場合は、県は被災市町村長の要請に基づき、その生産を確保するためのあっせんの措置を講ずるものとする。

(2) 魚病等の防除指導

災害により水産養殖物に魚病発生のおそれがある場合、又は発生まん延防止のため被災市町村長の要請があった場合は、県は水産試験研究機関に対し、防除対策について指導を行わせるものとする。

第35節 米軍との相互応援計画

1 相互連携体制の構築（知事公室、市町村）

本県において大規模災害が発生した場合における応急対策や復旧対策を円滑に実施するため、米軍と県との相互連携体制を構築することは重要である。

そこで、県及び市町村は、以下で述べる米軍との相互応援体制及び消防相互援助協約等に基づき、災害の種別、規模及び態様の情報収集並びに伝達に努めるとともに、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するものとする。

2 「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」（知事公室）

本県において、地震、津波等による大規模災害の発生により、人の生命、身体及び財産に重大な被害が及び、又はそのおそれがある場合、「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」に基づいて沖縄県と在沖米軍が相互に連携し、人命救助、緊急輸送、障害物除去等の被災者救援活動や被害防止措置等を行う。

3 基地立入りに関する協定（市町村）

市町村は、「都道府県又は地方の当局による災害準備及び災害対応のための在日米軍施設及び区域への限定された立入りについて」（平成19年4月27日）の日米合意に基づき、災害時における住民等の避難誘導等における米軍施設及び区域への立入りについて米軍との協定の締結を進めている。

市町村は、協定が成立した後に当該協定に基づき、災害時には必要に応じて在日米軍施設及び区域への避難を実施する。

なお、県は、市町村における当該協定の締結に係る各種支援を実施する。

4 緊急時における消防車両の基地内通過に関する協定（消防機関）

消防機関は、「在日米軍施設・区域内への緊急車両等の限定的かつ人道的立入について」（平成13年1月11日）の協定をもとに消防本部と米軍が締結した、消防車両等の米軍施設・区域の通過についての協定に基づき、必要に応じて在日米軍施設・区域内への緊急車両等の立入りを行う。

5 消防相互援助協約（消防機関）

消防機関は、「消防相互援助協約」に基づき、米軍及び消防本部の管轄区域に隣接する区域で火災又は災害が発生した場合、米軍と相互応援を行う。

第36節 離島支援計画

1 実施責任者

県は、地震・津波により離島に甚大な被害が発生、又は予測される場合、県本部における離島の災害応急対策の強化方針を決定し、防災関係機関及び被災していない市町村との連携により、本島からの空輸を中心とした総合的な離島支援体制をとる。

なお、個別対策の実施内容は、それらの対策を規定した本章の各節に準ずる。

2 方針の決定（知事公室）

(1) 県本部による方針の決定

県は、離島の災害応急対策を強化する必要があると認めるとときは、県災害対策本部会議において、その方針を決定するものとする。

(2) 県内市町村への指示

上記方針を決定した場合において、知事は、必要に応じて被災していない市町村長に対し他の市町村長を応援すべきことを指示する。

3 初期情報の収集（知事公室、総務部）

県は、離島支援のための輸送拠点や中継基地となる空港、ヘリポート、港湾等の被害状況を速やかに把握するため、以下の手段で初期情報を収集するものとする。

(1) 県調査隊の派遣

地方本部による情報収集に加え、県調査隊をヘリコプター等で被災市町村に派遣する。県調査隊は、被害状況の把握及び県本部との連絡調整を行う。

(2) 他機関からの情報収集

離島にある国等の事務所から情報を収集する。

(3) 被害状況調査の要請

航空機による被害状況調査を自衛隊、第十一管区海上保安本部等に要請する。

4 輸送拠点の設置・運用（知事公室、関係部局）

県は、離島支援のための拠点を空港等に設置する。

(1) 輸送拠点の設置

本島及び離島の空港等に輸送拠点を設置する。

(2) 後方支援基地の設置・運営

県は、被害状況を踏まえ、本島と被災した離島の中間地点等に位置する空港等に、災害応急対策の中継拠点となる後方支援基地を設置する。その際、運用のための調整事務所を設置して、後方支援基地運用の総合調整を実施する。

5 輸送手段の確保（知事公室、企画部）

(1) 要請

県は、離島への要員、物資等の輸送のため、自衛隊、第十一管区海上保安本部及び民間企業等に航空機による輸送の要請を行う。

また、港湾、漁港の復旧による海上輸送に備え、県有船舶を確保するとともに、海上輸送関係機関と調整を行う。

(2) ヘリコプター等運用調整会議

県は、後方支援基地等におけるヘリコプター等の効果的運用を図るため、ヘリコプター等運航機関、輸送拠点及び後方支援基地の責任者等が参加するヘリコプター等運用調整会議を開催し、安全管理や運航調整等を行う。

6 支援体制確保（関係各部）

県は、防災関係機関、市町村、協定団体等と連携して離島支援のため要員、資機材等の確保等の支援体制を確保する。おおむね、次の支援が考えられる。

(1) 被災者支援

- ア 捜索、救助（捜索要員、捜索資機材）
- イ 医療救護（医療班、医薬品）
- ウ 衛生（仮設トイレ）
- エ 食料、飲料水、生活必需品
- オ 遺体収容（検視・検案要員、柩・ドライアイス）
- カ 要配慮者対策（専門職）

(2) 傷病者、要配慮者の移送と受入れ

(3) 帰宅困難者の移送

(4) 重要施設の点検、応急復旧

- ア 道路、橋梁
- イ 港湾
- ウ 空港
- エ 上下水道、電気、通信

(5) 被災市町村の支援

応援職員、資機材

(6) 被災者の広域一時滞在

第2章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設災害復旧計画

公共施設の災害復旧対策は、以下によるものとする。

1 災害復旧事業計画作成の基本方針

災害復旧に当たっては、各施設の原形復旧にあわせ再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等将来の災害に備える事業計画とし、各施設等の災害応急対策がある程度終了したときは、被害の程度を検討して計画するものとする。

この場合、関係機関は、災害復旧の効果が十分に發揮できるよう事前協議を行い、その調整を図るものとする。

2 災害復旧事業計画（各担当部局、市町村）

公共施設の災害復旧は、おおむね以下の事業について計画するものとする。

なお、災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法令に定めるところにより、予算の範囲内において国及び県が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

(1) 公共土木施設災害復旧計画

- ア 河川施設復旧事業計画
- イ 海岸 ノ
- ウ 道路 ノ
- エ 砂防 ノ
- オ 地すべり防止施設復旧事業計画
- カ 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
- キ 下水道施設復旧事業計画
- ク 港湾施設復旧事業計画
- ケ 林地荒廃防止施設復旧事業計画
- コ 漁港施設復旧事業計画
- サ 公園災害復旧事業計画
- シ 水道施設復旧事業計画

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画 ※農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 住宅災害復旧事業計画
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (7) 公立学校施設災害復旧事業計画
- (8) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (9) 文化財災害復旧事業計画
- (10) その他の災害復旧事業計画

3 県及び市町村における措置（各担当部局、市町村）

(1) 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という）が発生した場合において、県又は市町村において被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう迅速かつ適切な対応を行い、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

(2) 緊急災害査定の促進

災害が発生した場合、県及び市町村は、被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が行われるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努めるものとする。

(3) 災害復旧資金の確保措置

県及び市町村は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため所要の措置を構てる等、災害復旧事業の早期実施を図るものとする。

(4) 暴力団の排除

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

(5) 復旧工事の代行

県は、国の緊急災害対策本部が設置される災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町村に代わって工事を行うものとする。

(6) 職員の派遣の求め

市町村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。

第2節 被災者生活への支援計画

県及び市町村は、被災者等の生活再建に向けて住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般、また、女性の悩み相談・暴力被害者支援等きめ細かな支援を講じる。

県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、平時より被災者支援の仕組みの整備等に努め、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

1 災害相談（生活福祉部、市町村）

(1) 県民サポートセンターの開設

被災者の抱える相談や問い合わせに対処するため、県は、国の関係省庁、市町村その他関係機関と連携して県民サポートセンターを開設する。

当該センターの開設に当たっては被災者の便宜を考慮し、できるだけ関係機関を一堂に集めるよう努めるものとする。

県民サポートセンターは、県本庁、県土木事務所及び被災地域の公共施設等に設置する。

(2) 市町村の相談窓口等の開設

市町村は、被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に周知するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村及び避難先の市町村が協力・連携することにより、被災者に対して必要な情報や支援・サービスを提供する。

2 罹災証明書等の発行（生活福祉部、土木建築部、市町村）

市町村は、被災者に対して各種の支援措置を早期に実施するため、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、住宅等の危険度判定結果の表示や罹災証明書を交付するものとする。

なお、住家等の被害調査や罹災証明書交付の体制を確立するため担当部局等を定め、担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、これらの業務に必要な実施体制の整備に努めるものとする。

また、県は市町村に対し、技術的・人的支援を行うとともに、必要な研修の実施に努める。

3 住宅の復旧（土木建築部、市町村）

(1) 災害住宅融資

ア 災害復興住宅資金

県及び市町村は、被害地の滅失家屋の状況を調査し、沖縄振興開発金融公庫法令に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは罹災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入促進を図るものとする。

なお、この場合資金の融通が早急に行われるよう、市町村は、罹災者が公庫に対して負うべき債務を保証するよう努めるものとする。

イ 個人住宅（特別貸付）建設資金

市町村は、管内で地震による住宅の被害が発生した場合において、沖縄振興開発金融公庫に対して、個人住宅（特別貸付）建設資金の災害罹災者貸付制度の内容を罹災者に周知するよう要請する。

なお、市町村は、罹災者が借入れを希望する際には、「罹災証明書」を交付するものとする。

(2) 災害公営住宅の建設

県及び市町村は、大規模な災害が発生し、住宅に多大な被害が生じた場合、低額所得者に賃貸するため国庫補助を受けて災害公営住宅を建設するものとする。

4 生業資金の貸付（市町村）

(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金

市町村は、災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく生活の再建に必要な資金を貸し付ける。

(2) 生活福祉資金の災害援護資金

社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付事業制度要綱」に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金を貸付ける。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付対象とならない。

(3) 母子寡婦福祉資金

市町村は、災害により被災した母子家庭及び寡婦に対して、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長及び償還金の支払猶予等の特別措置を講じる。

(4) 生活福祉資金制度による各種貸付

市町村及び社会福祉協議会は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付ける。

5 被災世帯に対する住宅融資（市町村）

低所得世帯あるいは母子世帯で災害により住宅を失い又は破損等のために居住することができなくなった場合、住宅を補修し又は非住家を住家に改造する等のため資金を必要とする世帯に対して以下の資金を融資するものとする。

(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金

(2) 生活福祉資金の災害援護資金又は住宅資金

(3) 母子寡婦福祉資金の住宅資金

6 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給（市町村）

(1) 災害弔慰金の支給

市町村は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金の支給

市町村は、災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給する。

7 災害義援物資、義援金の募集及び配分（生活福祉部、市町村）

(1) 義援物資の受入れ

県、市町村は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れ物資を明確にし、報道機関を通じて国民に公表する。

(2) 義援金の受入れと配分

県、市町村、日本赤十字社各機関は、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し決定する。

ア 義援金を、確実、迅速、適切に募集・配分するため、県は義援金配分委員会（以下、本節において「委員会」という）を設置する。

イ 委員会の構成機関は、県、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、県市長会、県町村会、沖縄タイムス、琉球新報、沖縄婦人連合会、その他県単位の各種団体の代表者により構成する。

ウ 県、市町村、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、その他各種団体は、義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付ける。

エ 義援金の受付状況について委員会に報告し、受け付けた義援金は委員会へ送金する。

オ 受領した義援金は、配分計画に基づき、速やかに被災市町村へ送金する。被災市町村は、委員会から送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。

8 租税の徵収猶予及び減免等（総務部、市町村、沖縄国税事務所）

(1) 地方税の特別措置

県、市町村は、税条例等に基づき、以下の特別措置を行う。

ア 地方税の減免

災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税(個人住民税、固定資産税、自動車税など)について一部軽減又は免除する。

イ 徵収の猶予

県及び市町村は、災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徵収を猶予する。

ウ 期限の延長

県及び市町村は、災害により、地方税の申告・納税等が期限内にできないような場合、一定の地域について、災害がやんだ日から2か月以内の範囲で申告等の期限を延長する。

9 職業のあっせん（商工労働部、沖縄労働局、市町村）

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、県、市町村と連携して以下の措置を講じる。

(1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置

(2) 公共職業安定所に出向いて行くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

10 被災者生活再建支援（生活福祉部、市町村）

県及び市町村は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者に対し生活再建支援金の支給手続きを行う。対象は、市町村の認定する全壊、半壊、大規模半壊と認定された世帯を原則とする。

市町村は、被災者からの申請を受け付け、取りまとめた上、県に提出する。県は、委託先の法人に申請を提出し、支給の決定及び交付等を行う。

11 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、県、市町村等はそれらの制度の普及促進に努める。

第3節 中小企業者等への支援計画

1 農業者への融資対策（農林水産部）

被災農業者に対しては、低利の資金を融資することによって、農業経営の維持安定を図ることを目的として、天災融資制度、沖縄振興開発金融公庫等の制度金融による救済制度が設けられている。

県は、「天災融資法」の発動及び「激甚災害法」が適用されることとなった場合は、天災資金の活用を推進する。

また、天災融資法等が適用されない場合は、農林漁業セーフティネット資金（災害資金）や農業近代化資金等の災害復旧事業を対象とした制度資金の活用を推進する。

その他、県は「沖縄県農業災害対策特別資金利子助成金等補助金交付要綱」に基づく利子助成を行い、被災農業者の負担軽減を図るものとする。

2 林業者への融資対策（農林水産部）

県は、被害林業者等に対しては、天災融資法に基づく資金又は沖縄振興開発金融公庫資金の活用を指導するとともに、災害後の復旧資金として林道その他林業用共同利用施設資金（災害）等の長期低利の資金導入を円滑に進め早期復旧を指導推進する。

3 漁業者への融資対策（農林水産部）

県は、被害漁業者の施設（漁船・漁具）、漁獲物及び漁業用資材並びに漁業協同組合等の管理する共同利用施設又は在庫品に対する被害については天災融資法を適用し、災害復旧を容易ならしめ、被害漁業の経営の安定を図るよう推進する。

また、沖縄振興開発金融公庫の漁業基盤整備資金及び漁船資金等を積極的に利用するとともに、系統金融の活用を図るよう指導推進する。

4 中小企業者への融資対策（商工労働部）

災害時の被災中小企業者に対する融資対策は、関係法令等に基づき、以下により実施する。

(1) 緊急連絡会の開催

県は、関係金融機関、関係指導機関等と緊急連絡会を開催して災害融資の円滑化を図るものとする。

(2) 金融相談の実施

県は、関係商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会等の協力を求めて、金融相談を行い、融資の指導、あっせんを行うものとする。

第4節 応急金融対策

1 銀行券の発行及び通貨の供給の確保

(1) 通貨の円滑な供給の確保

日本銀行那覇支店は、被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を派遣する等必要な措置を講ずる。

(2) 輸送、通信手段の確保

日本銀行那覇支店は、被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとった上、輸送、通信手段の活用を図る。

2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

(1) 決済システムの安定的な運行に係る措置

日本銀行那覇支店は、災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないよう考慮し適切な措置を講ずることを要請する。

(2) 資金の貸付け

日本銀行那覇支店は、災害時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付けを行う。

3 金融機関の業務運営の確保に係る措置

日本銀行那覇支店は、関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、あっせん、指導等を行う。

また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の措置を適切に講じるよう要請する。

4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

日本銀行那覇支店は、被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議の上、金融機関に対し、次のような非常措置をとるよう、あっせん、指導を行う。

- (1) 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- (2) 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- (3) 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。
- (4) 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

5 各種措置に関する広報

3及び4に定める要請を行ったときは、関係機関と協議の上、金融機関及び放送事業者と協力して速やかにその周知徹底を図る。

第5節 復興の基本方針等

1 復興計画の作成（企画部、市町村）

県及び市町村は、大規模な地震により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害において、被災地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

特に、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

また、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとし、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。また、併せて障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

2 がれき処理（環境部、市町村）

県、市町村及び関係機関は、事前に作成した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて広域処理を含め、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、分別、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

3 防災まちづくり（土木建築部、市町村）

県及び市町村は、防災まちづくりに当たり、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川及び港湾などの都市基盤施設及び防災安全区の整備、ライフラインの耐震化、建築物や公共施設の耐震・不燃化及び耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。

また、復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努め、併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備にも努め、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

4 特定大規模災害時の復興方針等（企画部、市町村）

大規模災害からの復興に関する法律（以下「復興法」という。）に規定する特定大規模災害を受け、国の復興基本方針が定められた場合は、必要に応じて次の措置を講じる。

(1) 県の措置

県は、国の復興基本方針に即して県域の復興のための施策に関する方針（以下「県復興方針」という。）を定める場合、必要に応じて関係行政機関の長、関係市町村長又は関係団体に対して資料提供等の協力を求める。県復興方針を定めた場合は関係市町村へ通知し、国への報告を行う。

また、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で都市計画の決定等を代行する。

(2) 市町村の措置

市町村は、必要に応じて県と共同して国の復興基本方針等に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

また、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足する場合は、復興法に基づき、関係地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請する。

第3章 南海トラフ地震防災対策推進計画

本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（次の16市町村）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本県における南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、この推進計画に定めのない事項については、共通編 第3章及び地震・津波編 第1章及び第2章によるものとする。

南海トラフ地震防災対策推進地域の指定市町村

名護市、糸満市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭村、東村、与那原町、渡嘉敷村、座間味村、南大東村、北大東村、伊平屋村、八重瀬町、多良間村（以下「関係市町村」という。）

第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

1 建築物、公共施設等の被害軽減

県、市町村及び防災関係機関は、南海トラフ地震発生時の被害を軽減するため、次の建築物、構造物の耐震化等を推進する。

- (1) 住宅
- (2) 公共建築物
- (3) 電気、ガス、上下水道等のライフライン施設
- (4) 石油コンビナート施設
- (5) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路

2 防災施設等の整備

県、市町村及び防災関係機関は、南海トラフ地震発生時の応急対策を円滑に実施するために必要な次の施設の耐震性や機能性の強化を推進する。

- (1) 消防施設、消防水利
- (2) 病院、社会福祉施設
- (3) 緊急輸送道路・港湾・漁港
- (4) 非常通信施設・設備

第2節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助

1 津波防護施設の整備等

推進地域の河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、南海トラフ地震と推測される地震が発生した場合、直ちに、水門及び閘門を閉鎖し、また、工事中の場合は工事の中止等の措置を講ずるものとする。

また、各施設の管理者等は、次の点について留意し、第1章「第2節 地震・津波に強いまちづくり」を推進するものとする。

- (1) 津波防護施設の早期点検・計画的な整備
- (2) 水門等の自動化・遠隔操作化の推進等
- (3) 地域の孤立を防止する津波防災性の高い交通基盤施設の整備

2 南海トラフ地震防災対策計画の促進

県及び関係市町村は、地震防災対策推進地域内で南海トラフ地震防災対策計画又は南海トラ

フ地震防災規程（以下「対策計画等」という。）の策定が義務付けられた一定の事業者に対し、対策計画等に基づく訓練、教育、広報等の実施を促進する。

また、対策計画等が未届出の事業者を把握し、必要に応じて届出の勧告等を行う。

3 津波避難計画等の整備

関係市町村は、南海トラフ巨大地震の被害想定や津波浸水想定区域を考慮し、避難情報の判断・伝達、避難誘導等を円滑に実施するための体制や手段等を検討し、南海トラフ地震津波避難計画の策定に努める。

4 救助

関係市町村、消防機関、県警察は、南海トラフ巨大地震の被害想定や津波浸水想定区域を考慮した救助活動体制、活動拠点、応援の要請先等を検討し、南海トラフ地震救助計画の策定、救助資機材等の協力協定の締結等に努める。

第3節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、地震・津波編 第1章「第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実状に合わせて実施する。

県は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合は、直ちに防災危機管理課職員による災害対策準備体制をとるものとする。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、体制等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、地震・津波編 第1章「第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実状に合わせて実施する。

県は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表した場合は、沖縄県災害対策本部を設置する。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、地震・津波編 第1章「第5節 災害広報計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実状に合わせて実施する。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施 状況等に関する情報の収集・伝達等

県は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備するものとする。その収集体制は、地震・津波編 第1章「第4節 災害状況等の収集・伝達計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実状に合わせて実施する。

(4) 災害応急対策をとるべき期間等

県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急 対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、体制等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、第2章「第2節 地震情報・津波警報の伝達計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実状に合わせて実施する。

県は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表した場合は、沖縄県災害警戒本部を、南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合は、直ちに知事公室消防防災対策課に災害情報連絡室を設置する。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、地震・津波編 第1章 「第5節 災害広報計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実状に合わせて実施する。

(3) 災害応急対策をとるべき期間等

県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(4) 県のとるべき措置

県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震の備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

県は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第4節 防災訓練

県、関係市町村及び防災関係機関は、南海トラフ地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するように努める。

訓練の方法等は、共通編 第3章 第3節の「第1款 防災訓練」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実状に合わせて実施するものとする。

第5節 関係者との連携協力の確保

県、関係市町村及び防災関係機関は、南海トラフ地震を想定した応援の要請先、要請事項、受入ルート、受入拠点等を検討し、災害協力協定の締結や応援及び受援計画の策定に努める。

第6節 防災教育及び広報

県、関係市町村、防災関係機関は、南海トラフ地震に関する防災教育及び広報に努める。

広報、教育の方法等は、共通編 第3章 第3節の「第2款 防災知識の普及・啓発」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実状に合わせて実施するものとする。